

令和5年第1回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	令和5年2月28日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開議	令和5年3月3日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	散会	令和5年3月3日	15時30分	議長	重松一徳	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席0名 （欠員1名）	議席 番号	氏名	出席等 の別	議席 番号	氏名	出席等 の別
	1番	中村 絵理	出	8番	河野 保久	出
	2番	天本 勉	出	9番	鳥飼 勝美	出
	3番	松石 健児	出	10番	大山 勝代	出
	4番	大久保 由美子	出	11番	品川 義則	出
	5番	末次 明	出	12番	松石 信男	出
	6番	栗野 久明	出	13番	重松 一徳	出
会議録署名議員		11番	品川 義則	12番	松石 信男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名		(事務局長) 井上 克哉		(係長) 長野 周次		(書記) 濱口 結花
地方自治法 第121条 第1項に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	松田 一也	産業振興課長	柳島 一清		
	副町長	酒井 英良	まちづくり課長	井上 信治		
	教育長	柴田 昌範	定住促進課長	山田 恵		
	総務課長	熊本 弘樹	建設課長	古賀 浩		
	企画政策課長	亀山 博史	会計管理者	寺崎 博文		
	財政課長	平野 裕志	教育学習課長	今泉 雅己		
	税務課長	酒井 智明	福祉課参事	松田 美紀		
	住民課長	毛利 博司	こども課保育園長	佐藤 定行		
	健康増進課長	藤田 和彦	産業振興課参事	大石 顕		
	福祉課長	吉田 茂喜	まちづくり課図書館長	城本 直子		
こども課長	山本 賢子	建設課参事	権藤 貞光			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一般質問

1. 品川 義 則

- (1) 特別支援学級の運営状況について
- (2) 小・中学校の学校運営について
- (3) 町の重要な国指定特別史跡基肆城跡整備について
- (4) 町の重要な幹線道路整備計画について

2. 重松 一 徳

- (1) 地区計画と農業問題について
- (2) 職員定数とハラスメント防止対策について

3. 大久保 由美子

- (1) 基山中学校の校則見直しについて
- (2) 保育所等利用申込書に必要な就労証明書見直しを
- (3) SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会における本町の取組について

4. 松石 健 児

- (1) 街路樹の維持管理について
- (2) 一人暮らしの高齢者の福祉の充実について
- (3) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の促進状況について

～午前9時30分 開議～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これから直ちに開議します。

日程第1 一般質問

○議長（重松一徳君）

日程第1. 一般質問を議題とします。

最初に、品川義則議員の一般質問を行います。品川義則議員。

○11番（品川義則君）（登壇）

皆さんおはようございます。11番議員の品川義則でございます。まずは傍聴席の皆様、朝早くから傍聴いただき心からお礼を申し上げます。

さて、ロシアのプーチン大統領の暴挙によってウクライナ侵攻——侵略ですよ、侵略戦争が始まって、もう1年がたとうとしております。我々基山町、私、基山町でこんなところにおいて、どれだけ声を上げてこの戦争は終わらないと思いますけれども、一日も早くウクライナ、そして、ウクライナの子どもたちに未来ある、将来ある平和が訪れることを心から願うばかりです。皆さんもどうぞ声を上げながら、世界に平和が訪れるように共に頑張ってくださいと思っています。

では、一般質問を始めさせていただきます。

今回は4項目であります。

質問事項1、特別支援学級の運営状況について。

質問の要旨、年々増加傾向にある特別支援学級の児童生徒が適切な学習環境下で学校生活を送れているかについて問わせていただきます。

(1)現在の基山小学校の学習環境について。

ア、特別支援学級の教室は確保できているのでしょうか。

イ、通常学級との連携はどのように取っているのでしょうか。

ウ、特別支援学級の担当は経験を有している教職員なのでしょうか。

エ、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスと連携は取られているのでしょうか。

質問事項2、小中学校の学校運営について。

質問の要旨、基山小、基山中学校のPTAが日本PTA、県PTA、地区PTAから退会

することに関して、町と教育委員会の対応について問います。

- (1)現在の状況はどうなっているのでしょうか。
- (2)退会するメリットとデメリットは何でしょうか。
- (3)児童生徒に対する影響はありますか。
- (4)学校運営に支障は来さないのでしょうか。

質問事項3、町の重要な国指定特別史跡基肆城跡整備についてお尋ねいたします。

質問の要旨、令和5年度の基肆城整備が計画どおりに予算化して進むのかについて問わせていただきます。

- (1)令和5年度の佐賀県予算には基肆城跡整備予算は計上されているのでしょうか。

質問事項4、町の重要な幹線道路整備計画についてお尋ねいたします。

(1)町道塚原・長谷川線延伸計画は町にとって重要な幹線道路計画と認識をされているのでしょうか。

(2)町道黒谷線延伸計画は町にとって重要な幹線道路計画と認識をされているのでしょうか。

以上、4項目の質問の第1回目を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さんおはようございます。品川義則議員の一般質問に対して答弁させていただきます。

私のほうから4項目めの町の重要な幹線道路整備計画について答弁させていただきます、残りを柴田教育長のほうから答弁させていただきます。

この塚原・長谷川線の話は、昨日も鳥飼議員から御質問があつて、お答えしたところでもございましたけれども、答えも途中で切れていたような部分もあると思いますので、その辺もせっかくなら補足して、それから、基本答弁の内容は昨日の内容に近いものになるんですけども、御答弁させていただきたいというふうに思います。

御承知のとおり、塚原・長谷川線の延伸事業については、平成18年6月に策定された基山町都市計画マスタープランに基づき、基山町役場周辺と鳥栖市方面とのつながりの強化についてということで、これまで様々な検討をしてきたところでございます。

昨日は、私のマニフェストにも入っているじゃないかというふうな御指摘もありました。

確かに3年前にその検討をしたいということで入れておきましたけれども、そして、いろいろな検討をその後しました。やはり三ヶ敷・金丸地区と、それから、鳥栖市の北部丘陵との高低差にすごく問題があって、直線的な延伸ルートをつくるというのは、これはいわゆる高速道路みたいな形になって、周辺の住民にとっては何の利便性もないようなこと、そうしないためにはぐるっと回った迂回路をつくるような形になるので、そういう意味でいうとコストも大変かかりますので、そこは優先順位としては下がるのではないかというふうな結論に達しているところでございます。

ただし、鳥栖市まで行かない途中までの延伸については十分に検討の余地があるということで、今、検討は引き続きやっているところでございます。

ちなみに鳥栖市まで迂回路でつないだ場合には、アウトレットのお客様方がかなり基山町に入っただけだと。もちろん、そのお客様を基山町で生かせばいいんじゃないかという議論があることは承知しておりますが、そう簡単なことではないのです。それとプラス優先道路で、庁内の会議で今決定しているのは、牛会・八ツ並線、ここを整備するというのを、我々役場の中では関係課とそういうことを決定しており、それを公共工事の管理計画の中にも入れさせていただいているところでございます。まさにあの道を整備することが鳥栖市と基山町をつないでいくような形になっていくのではないかなというふうに思っているところでございます。

これから先は夢物語ですが、私の夢としては、あの道を役場の近くまで延ばすという、むしろそちらのほうがいいのではないかと。ここは庁舎内でも全然議論していません。私の夢として語らせていただければ、牛会・八ツ並線をそのまま真っすぐ、中学校の横を突っ切って、今は体育館が邪魔になっていますが、体育館を別のところに建てれば、そういうことも十分に考えられるんじゃないかなというふうに思っています。

ただ、これは恐らく私の夢であり、私の任期中にできるような年次の計画になるとは思っておりません。今は、まずは八ツ並線をきっちりとした形に変えていくということが大事なのではないかというふうに思っているところでございます。

加えて言いますが、塚原・長谷川線の途中までの延伸については検討を諦めたわけではございませんので、きっちりした形で検討を続けていきたいというふうに思っております。

(2)町道黒谷線延伸計画は町にとって重要な幹線道路計画と認識しているかということでございますが、これもはっきり申し上げれば、現段階では正直、優先順位はあまり高くない

というふうに認識しております。今申し上げましたような八ツ並線であったり、それから、塚原・長谷川線のほうが優先順位は高いのではないかというふうに思っております。

と申しますのも、今後、グリーンパークの開発、今、一部町有地を売りに出しているところでございますが、それが広がっていくようなことがあれば、そこから宮浦方面への道をつくるということも有力になってくる可能性がありますので、あくまでも可能性ですが、そういう動きも見ながら、基山町の場合は様々なところで今開発計画が進んでおりますので、その開発計画との整合性なんかを見ながら、道については考えていくことが必要かというふうに思っております。

まとめて言わせていただくと、その開発計画の進捗も見ながら、まずは牛会・八ツ並線を、かなりこれは大規模な工事になります。基山町の財政的に考えれば、ほかにもやらなければいけない様々な課題もございますので、そんなに短期間にできるとは思っておりませんので、そこをやっていきながら——その前にまずは三国・丸林線があと2年ありますので、それをやっていく間に新しい道についての議論をきっちりさせていただきたいというふうに思いますので、ぜひ御理解いただければというふうに思います。

昨日、鳥飼議員との同じ質問でございましたので、少し詳しくお答えさせていただいたところでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（重松一徳君）

傍聴者の方に申し上げます。携帯の使用はお控えをお願いいたします。

次、お願いします。柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

おはようございます。それでは、私から品川義則議員の御質問の1、特別支援学級の運営状況についてと、2、小中学校の学校運営について、それから、3、町の重要な国指定特別史跡基肆城跡整備についてお答えいたします。

まず、1、特別支援学級の運営状況について、(1)現在の基山小学校の学習環境についてのア、特別支援学級の教室の確保はできているのかについてお答えいたします。

令和4年度は通常学級が23学級、特別支援学級が10学級で、全ての教室を使用している状況です。来年度、通常学級の増加はありませんが、特別支援学級が2学級増える見込みです。そこで、図工室を特別支援学級2教室分として使用し、図工室としてランチルームを臨時的に利用することで対応する予定というふうにしております。

今後も特別支援学級の増加が見込まれるため、来年度予算案として校舎建築を計上し、学級増に対応できるよう整備する計画としております。

イ、通常学級との連携はどのように行っているのかについてですが、特別支援学級の児童は通常学級にも所属し、朝の会や帰りの会、給食時間や学級活動の時間、図工や音楽、体育などの時間に戻ってきて参加をしております。そのため、交流学級の担任は特別支援学級の担任と常に連絡を取っておりますし、必要に応じて保護者とも連携を取るなどして、きめ細やかな支援に当たるようにしております。

次に、ウ、特別支援学級の担当は経験を有している教職員なのかについてですけれども、特別支援学校の教員については、小中学校の教員免許状を基礎として特別支援学校教諭免許状を保有することが必要ですが、特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はありませんし、専門性や経験が必須となっているわけではありません。

現在、どの小中学校も特別支援学級の割合が増えているため、文部科学省の特別支援教育を担う教師の養成の在り方等に関する検討会議は、昨年3月末に全教職員が採用後10年目までに特別支援学校や小中学校の特別支援学級を複数年経験することを求める報告書をまとめました。将来的には全ての教員が特別支援学級を経験することになっていくのではないかとこのように思っております。

各学校に1人以上配置することになっている特別支援コーディネーターは、学校で特別支援教育のリーダー性を発揮する立場でもあることから、経験や専門性を有する教員が担っております。そして、全教職員に校内研修等で特別支援教育に関する知識や技能を高め、広める取組を行っております。

エ、放課後児童クラブ、放課後等デイサービスとの連携は取っているのかについてですけれども、まず、放課後児童クラブについてですが、月に2回、子育てネットワークコーディネーターが放課後児童クラブを巡回し、特別支援学級の児童や配慮を要する子、気になる子について観察をし、必要に応じて学校での様子を担任に尋ねたり、必要に応じて保護者との面談やケース会議を行ったりしております。毎月連絡会を行って、今後の支援体制についての話し合いを持ち、連携を取るようにしております。また、要配慮児童対応支援員派遣業務でライラボから特別支援学級の在籍児童や発達に気になる児童へのサポートと支援等も行っていただいております。

次に、放課後等デイサービスと学校との連携についてですけれども、児童のお迎えのときに担任や特別支援学級支援員等が学校での様子を伝えるなどして連携を取っております。

このほか、学校生活をスムーズに行えるように入学前に学校、保護者、放課後等デイサービスとで移行支援会議を開いたり、問題行動や不適応を起こすなどがあった場合については、学校、保護者、スクールソーシャルワーカー、放課後等デイサービス、教育委員会等関係者でケース会議を開いたりすることもあります。

続いて、2、小中学校の学校運営についての(1)現在の状況はどうなっているのかについてですけれども、昨年春に基山小学校PTA会長と基山中学校PTA会長から鳥栖地区PTA連合会から脱退したいとの申出が各学校の校長にあったことから、その是非について、8月にPTA会長、校長と教育委員が集まって1回目の協議を行いました。その後も定例教育委員会や校長研修会等でも課題等について協議を行ってきましたが、基山小PTA会長と基山中PTA会長の鳥栖地区PTA連合会からの脱退の意志が固く、2月下旬にそれぞれの学校で臨時総会を開いて、来年度からは脱退への方向性が決まったところです。

先月実施をしました3校のPTA会長と校長、教育委員の2回目の協議の中で、これまでどおり各学校のPTA組織は維持をして、学校への協力、支援を保持することについては確認しております。

(2)退会するメリットとデメリットは何かについてです。

保護者にとってのメリットとしては、PTA執行部などが鳥栖地区PTA行事、県PTA関係の行事等への動員がなくなることが第一ではないかと思えます。県や地区での活動がなくなるため、校内のPTA活動を充実させることができる点や会費の負担が軽減できることもメリットに挙げられております。

デメリットとしては、逆にそういった行事に参加したくても参加ができなくなること、地区や県、全国PTA関係の新聞も来なくなるなど県や地区からのPTAに関する情報がなくなってしまうこと、さらには任意で加入されていた小中学生総合保障制度、こども総合保険に加入できなくなることが挙げられます。

(3)児童生徒に対する影響はあるのかについては、PTA活動そのものがなくなれば子どもたちへの影響が出てきてしまうことが懸念されますが、これまでどおり学校内でのPTA活動は継続していくということですので、特に影響はないと考えております。

実際に脱退後、児童生徒への影響が出ないかについては、今後、注視してまいりたいと考

えております。

(4) 学校運営に支障は来さないのかという御質問については、学校運営へ支障が出ないかどうかについては、教育委員会でも特に気になる部分でありましたので、事前にきちんと質問を行って確認をさせていただいたところです。PTA組織が弱体化してしまい、学校運営に支障が出て、教職員等にも負担増となることがないように、今後もPTAから学校運営に協力していただけるということについて確認をしております。

最後に、3、町の重要な国特別史跡基肄城跡整備についての(1)令和5年度の県予算には基肄城跡整備予算は計上されているのかについてです。

来年度、基山町では、基肄城跡保存整備計画の基本設計を行う予定としております。これは国及び県の補助事業にもなりますので、県では来年度予算に基肄城跡保存整備に関する予算化がなされております。

基肄城跡は佐賀県初となる国の特別史跡ですので、今後も佐賀県に対して予算面や人的協力等をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

丁寧な御答弁ありがとうございます。では、早速、1のほうからしていきます。

来年度、図工室を特別支援学級に2クラスということですがけれども、それはどれぐらいの広さを、1クラスが64平米ですね、さらに2つにして32平米になるのか、その間仕切りはどういうふうになるのか。それから、そのクラスはどういった児童が入って、そのクラスの組み合わせになるのか、その辺のところをお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

議員おっしゃるように、通常教室については64平米で整備をいたしております。図工室については若干広くて、90平米ほどございます。そちらを12月の補正のほうに計上させていただいておりますけれども、可動式のパーティションのほうで区切らせていただいて、利用したいというふうに考えております。

そちらに入る児童の特性等については、まだきちんと決まっておきませんので、どうい
お子さんが入るといのはまだ決まっておきません。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

では、現在、特別支援学級も普通の教室を変えたと思うんですけども、その間仕切り
も同じようなパーティションで、可動式のパーティションといたら具体的にいうとどう
いった形になるんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今までのパーティションについては可動式ではなくて、きちんと遮音性も保たれた壁を設
置してまいりました。ただ、今回は図工室を仮に2教室にするということで、上も開いた状
態でありますし、両方の教室の声も聞こえるような状態になると思います。ただ、広さは確
保されておりますので、そういったところで環境面については整備できるものと考えており
ますし、隣の鳥栖市辺りはそういった特別支援学級の分け方もしておりますので、そう支障
は出ないというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今回の私の一般質問のキーワードは、PTAの件の調べ物をしているとき、PTA活動を
するときに他人事でやるとやらされている、PTAの広報だからとか安全委員、地区委員だ
から安全のためにしなきゃいけない——いけないで始まるとやっぱり楽しくない。だから、
私ごとですよね。見守られている子どもの立場になって考えた場合、どういう大人に守って
ほしいのか、母親が見るときにどういった広報紙が来たらいいのか、自分事のようにして考
えると非常に運営がスムーズに行くという話をされていたんですね。

今の特別支援学級の子どもたちにとって、鳥栖市ではそういうことをやっていますから大
丈夫ですということ、鳥栖市の子どもたちがそう思っているということを確認されたのか、
基山小の子どもがパーティションをやって、きちんと改修してやっていますけど、今回は違

いますということで、その子どもたちがいいなと思われているのかですね。

通級学級が今度、体育館の会議室に行きましたよね。あのときの答弁で、お二人で行かれて大丈夫でしたと、教室の雰囲気も変えましたから大丈夫ですということ、その通級の子どもが本当に同じような感情で思っているのか非常に疑問に思っている、今回こういった質問をさせていただいておりますので、そういったところで答弁をいただきたいと思っております。

障がいの違いによっていろんな組合せがあると思うんですけれども、1つに、大山議員のほうで学校要覧の中から表をつくっていただいたんですけれども、若基小学校のふれあい4ですよ、3年生、4年生、5年生、6年生、4学年の知的障がいの子どもたちが6人入っていますもんね。この担任とか支援員の編制ですよ、お一人の方でこの6人の知的障がいの方の、学年が4学年にまたがっているところをされているわけですか。これを教育長、自分事として見たら、ああよかったなと思われるのか、もう少し何とかならないのかなと思われていますか、その辺いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

4学年にまたがっているということですが、知的学級については8名で1クラスとなっておりますので、たしか来年は最初8名、全部1年生から6年生までのところで1クラスなんですよ。そういった運用になっていましたが、最終的に1人増えたので、来年度、若基小学校の知的は2学級になると思います。

ただ、制度上、ここは仕方ないところではありますが、知的学級については一斉指導を行うわけではなくて個別に先生が対応していきますので、同一学年の子どもになるのがベストですが、6学年の子どもが知的学級に8人重なっても、それはしなくてはいけないことですので、できる範囲で子どもたちに支障が出ないような形でしっかり知的学級の先生には指導していただいておりますし、その部分については特別支援学級の支援員もおられますので、そういったところのアシストもいただきながら、子どもたちにきめ細やかな支援を行っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

すると、基山小学校のふれあい9、10。ここもふれあい9は、知的障がいの子は4年生、5年生、6年生が6名ですね。ふれあい10が、4年生、5年生の情緒障がいと自閉症の子どもが8人ですね。若基小のふれあい4もそういうふうで、制度上だからこうなっていますなのか、きちんと支援ができますからこの制度を取っていますと、この仕組みでやっていますという、これはどちらでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

特別支援学級については、先ほど申しましたように障がい種によって8名までで1学級という、これは国の縛り、県の縛りがありますので、そこについては、それに従ってできる限りのところでやっているところです。

ただ、どうしてもそうやって無理が出てくる場所がありますので、運用上というところで学校のほうで工夫して、情緒の子どもと知的のところを一緒に同一学年を教えたりとか、様々な工夫を行って、できる限りの支援をしているという状況です。どうしても学級の編制については、障がい種によってそういう編制をしなくてはいけないけれども、それを画一的に行っているだけではなくて、きちんとそれぞれに対応した支援を行っていただいている状況でございます。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

では、若基小学校のふれあい4の支援員ですね、担任、お一人でされているわけですか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

もちろん1人でやっているという状況です。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

この特別支援学級の担当をされる方は、そういった障がいの指導とか、教員としての免許を持っているかということ、資格は要るのかということ、そういうことは法的には要らないということでもありますけれども、やはり経験がないと、いきなり入ってすぐ情緒障がいとか知的障がいの子どもたちにどういった対応ができるのか、どういった反応が返ってくるのかとか、なかなか経験がないと分かりづらいと思うんですよね。こういった方を配置されているのか、できればもう一人、サポートの方がついていただくと、お一人で8人の方というのはなかなか難しいと思いますし、そういうときに、やはりそういった研修を受けた方ですね、臨時講師でも結構ですけれども、教職員じゃなくても少し相手をするとか、手助けをするとか、子どもたちの動きをサポートできるような方を、1クラスに8人とか、やはり私は思うんですけれど、今の6人ぐらいが定員だろうという話がすごくあるんです。どうかすると、5人でも精いっぱいだろうという話があるんです。やはり教職員の疲労度とか過労が非常に心配になっているという話もあるので、できればそういった支援員のサポートみたいなことを入れていただくことは検討できないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

確かに、例えば、先ほど言われた若基小の学年で複数学年でまたがっていると、個別に指導していくのでというところは言いましたけど、その分、教材研究も必要ですし、教材も準備しなくてはいけないということで、子どもたちの数は8人までというふうに少ないんですけれども、特別支援学級の先生が遅くまで教材の準備をしているとか、教材研究をしているという負担感が出ているのは確かです。

そこに対するサポートですけれども、基山町では特別支援学級の支援員の配置というところではほかの市町よりも手厚くしておりますので、そういったところについては今後もしっかり手当てしていきたいなとは思っております。

また、教育委員会に指導主事が2人配置されておりますので、水田教育指導主事あたりが特別支援学級の先生たちへの支援、アドバイス等も行っておりますし、今年度については特別支援のエリアリーダーというのが鳥栖・基山地区に配置されましたので、その辺の巡回等もいただきながら、いろいろな支援を受けたところでございます。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

子どもたちのために担当を支援するような方をぜひ登用していただきたいと。

それから、学習内容についてですけれども、教材とかはやはり今デジタル化されていますので、新型コロナで先生方も経験されて豊富になっていると思いますし、教材も出てきていると思うんですよね。ですから、特別支援学級については、特にデジタル化を使った教材を活用されたほうが、8人でも一斉に見てもらえるというか、関心を持ってもらって、子どもたちが集中できる部分もあるかと思うんですよね。そういった学習のほうも、少し編制を変えていただくということも検討していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今言われたような個別最適な学びということについては、通常学級でも行っていますが、特に特別支援学級では有効ですので、デジタル教材等の活用というところについてはしっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

ぜひよろしく願いいたします。

それから、ランチルームを図工室として使うということですが、図工室には工具とか、いろいろあると思うんですけど、そういったものもそこに移されて、そして、臨時的にランチルームを使うということになると、クラス数的にいうと図工室が1つだけです。23クラスあって、6学年の子どもたちが図工をすることでバッティングしたりとか、機材とかで違う部分が1年生と6年生ではあると思うんですけれども、そういったことのメンテナンスとか、そういった後のことをきちんとできるのかということはどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今回、臨時的に図工室がなくなるということで、ランチルームのほうに移設しようというふうに考えておりますが、電動糸のこであるとか、ああいった危ないものが入ることは望ましくないと考えていますので、できれば、図工準備室はそのまま残しますので、そういった器具については図工準備室の置いておきたいというふうに考えております。

そして、できるだけ早い時期に校舎建築を終わらせて、図工室を通常使えるような形で戻したいなと考えています。特に先ほど言った電動糸のことか、ああいったものについては、大山議員等も詳しいかと思えますけれども、3学期によく使う道具でございますので、1、2学期はそう多く使うわけではないんですよ。特別教室、いわゆる家庭科室とか理科室とかいろいろありますけれども、使用頻度の中では図工室は比較的小さいということで、今回、図工室を移設するようにしているんですけど、なるべく影響が出ないように使用してまいりたいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今回の件でホームページとかいろいろ見てみると、移住・定住のあれで基山小学校の紹介があったんですよ。玄関から入ると眺望が、基山（きざん）が見えるということでよかったことが、今は全く見えていないですね、クラスがあって。今回出ているランチルームは、城戸森林組合のほうから木の寄附をいただいて、ふんだんに使っていたところがこうやって教室に変わってしまって、もともとランチルームをつくった目的がありますよね。学年にわたって一緒にランチをする。そういうことは、来年度はどういうふうになるわけですか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

ランチルームの有効利用については、そういうふうに使いたいところで、今後もそういった目的に戻せるように行っていきたいと思いますが、令和5年度については図工室との併用というところもありますので、なかなか難しいのではないかと考えています。

ただ、机を出せばそういった目的にも使えますので、できるだけランチルームの活用についても学校のほうにお願いしていきたいとは考えております。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

やはりいろんな学年が一緒に交わる。通学のときに一緒にグループで行くとか、いろんな形で、上級生、下級生がお互いのことを思いながらやっていくと学校もうまくいくと思うので、ランチルームもそういうふうな目的でつくられていると思うので、いろんな場所、ランチにこだわらずに中庭とか校庭とか、天気がいい日はそこで少し、軽食でもいいですけども、グループで話をできるような、ランチルームでやっていたことを別の場所に変えて、そういったことも子どもたちにとっては必要ではないかと思うので、ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

それから、子どもたちの移動ですよ、図工室がランチルームに移ってしまって、教室が相当離れてしまうということもあると、支援学級のクラスから通常のクラスに行きますよね。それでまた図工室に行ったりとかいうことで、移動で障がいを持った子どもたちに負担とならないのか。そういったことを配慮されて、教室の振り分けの検討をお願いしたいんですけども、やはり移動は大変ですよ。だから、新しく校舎をという場合にもやはり移動を考えて、体育館との間では無理とか、保育所のところでは無理ですよという話はされていたんですよ。放課後児童クラブのところでもなかなか難しいと言われたんです。通常の子どもたちもそうだと思うんですけど、こういった支援学級の子どもたちはより大変だと思うんですよ、負担感が。そこに違和感が生まれてこないかなと、子どもたちのですよね。なぜ自分たちはこういうところに、移動のときにこれだけ大変だということを思わなければいけないのか。普通だったらそうは思わないと思うんですけども、そういったこともこういった障がいを持った子どもにとっては非常に重いと思うんですよ、受け方が。そういうところも配慮していただきたいので、ぜひ検討をお願いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

教室間の移動というところで負担がないようにという御指摘をいただいたんですけども、その辺については、来年度、教室配置について基山小学校のほうでどうするかというところについては今後考えていただくんですけども、そういった配慮もしていただくようお願い

いしておきたいと思います。

ただ、基山小学校は、造り上、一つの建物でできておりますので、ほかの学校に比べると北校舎から南校舎とかいう不便なところはないので、比較的移動はしやすい造りになって、いい造りになっているんじゃないかなとは思っております。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今思ったんですけど、佐賀県知事の山口知事がどこか違う県に行かれたときに、子育てで母親とか、マタニティーの格好をして動かれて経験されたとか、子どもたちもそういった器具をつけて、高齢者がどう感じるかということを経験されているので、教育長、一回行かれたらどうですか。そういうことをされたほうが全然違うと思うんですよね。私みたいに太ったのが階段を上ると全然違うように、障がいを持った子どもは全然違うと思うんですよね。ですから、そういったことも加味して、ぜひお願いをしたいと思います。十分配慮はされていると思いますけれども、より今回のテーマの私ごとでぜひお願いをしたいと思います。

それから、特別支援コーディネーター、子育てネットワークコーディネーター、このお二人、通常学級の担任の方、それから、発達支援学級の担任の方とはどういう連携、連絡方法ですね、コミュニケーションをどれだけ取られているのかが、月2回とか、指導に行きますとかいう話を答弁いただいたんですけども、具体的にはそれぞれどういったコミュニケーションを取られているのか。特に発達支援の担任の方とは3つにまたがるような話になってくると思うし、学年がまた違ってきますから、コミュニケーションも連携もなかなか難しいと思うんですけど、現状、どういう方法でされているのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

子育て支援ネットワークコーディネーターにつきましては、実際、特別支援学級のお子さんだけではなくて、いわゆるグレーゾーンのお子さんも含めて、学校のほうに直接出向いて状況を見ております。その状況を見て、内容等について実際の担任の先生とお話をして、放課後児童クラブの状況、学校での状況等に違いがないか、それから、支援の方法に違いがないか等々について、お話をして共通認識を図っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

このコーディネーター2人は、教育委員会の会議とかには出られていないんですか。そこで事情を話されるとか、状況を話されるということはされていないんですか。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

ケース会議等を行う場合については入っていただいて、共通認識を図っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

この子育てネットワークコーディネーターについては、基山町が特にほかの市町ではやっていない事業で入れていただいているところで、非常にありがたい制度だと思っております。

もう一つの特別支援コーディネーターは、これは各学校の特別支援学級を担当している先生の中から1名任命しているものですので、そこは特別支援学級の担任の中のリーダーというところで、皆さんと各学級の子どもたち、各学級の支援状況等について情報共有を行っているという状況でございます。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

放課後児童クラブに通われている児童もいらっしゃると思うんですけど、そういった方との連携、そのコミュニケーション、それから、放課後デイサービスに通っている方もいらっしゃると思うんですね。そういった方と学校との関わり方ですよね、担任との関わり方、このコーディネーターの関わり方、一体となって、その子どもに対して焦点を当てて話をしないといけないと思うんですね。それが人の言葉で変わってくると、やっぱり変わってくると思うんですね。ですから、一堂に会してはなかなか難しいですけども、いろんな器具がありますので、いろんなものを使えばできると思うんですね。わざわざ集まってやらなく

てもいいと思うので、ぜひそういったコミュニケーションだけは十分に取れるようなシステムを使っていただいて、子どもに焦点を当ててピンポイントで話ができる、今の状況で危ういところが見つければ、すぐに——その方が見れば、違う目線で見るとやっぱり大きく変わってくると思うので、ぜひこういったシステムを取り入れていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

放課後デイサービス等との連携並びに放課後児童クラブとの連携、様々連携を取っていく必要があるんですけども、それぞれ連携を今取っていますが、そういった中でもうまくいっていないお子さん、何か問題行動が目立つとか、最近少し荒れが見られるとか、そういったお子さんについては、先ほどの1回目の答弁でも申しましたようにケース会議を開いて、関係者が全て集まった状態で、どういった状況でそれぞれ何が課題なのか、どういったところが共有しなくてはいけないのかというところで、教育委員会の指導主事も入った形でケース会議等を行って解決を図るようにしています。その中には保護者の方も入っていただいたりとかいうことで、きめ細やかな対応をしているという状況でございます。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

ぜひよろしく願いいたします。

それから、ライクラボのサポート支援を受けていらっしゃるということで、これはモール商店街の中にある施設なんですけれども、どういった支援をいただいているのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

放課後児童クラブにおきまして、先ほど申し上げた子育てネットワークコーディネーター、こちらは社会福祉士と臨床心理士で相談等を行っております。実際に支援員の方がどのような対応をするかというところを、作業療法士を中心とした支援ということでライクラボのほうに入っていて、実際、特性があるお子さんに対してどういう対応をするかという具

体的な対応策について指導いただいているところでございます。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

ということは、子どもたちの支援をするグループ、団体もあるでしょうけれども、そういったのが、放課後デイサービスはいろんな種類がありますよね。そこはそれぞれのやり方で、いろんな療法じゃないですけども、いろんな運動とか、それから映像を見せるとか、いろんな方法でされていると思うんですね。ですから、そこをいろんなところをお願いしていただいて、いろんな形で児童たちに合った支援ができるようなことはお願いできないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

まず、放課後等デイサービスについては、療育の機関として、それぞれのお子さんに合った個別のサービスを行っているものだというふうに認識をしております。放課後児童クラブにつきましては、集団の中で行いますので、まずは放課後児童クラブの中での環境改善というところで、ライラボのほうに入らせていただいているところでございます。

それから、放課後等デイサービスにつきましては、それぞれ個別にサービス計画をつくりますので、その中で学校の先生等も入って、目標達成のためにどうしたらいいかということとは共通認識を図っておりますので、そこで十分連携を取れるように今後も検討したいというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

ここには書いていない部分で、そのほかの支援として特別支援学校の先生に巡回相談として来ていただいて、学校での様子、情報共有等も行って、いろんなところの支援を受けるところの一つで特別支援学校の巡回相談も今現在利用している状況でございます。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

文科省でも教育と福祉の連携ということで、3年ぐらい前から行われて、いろんな議論をされているんですね。やはり教育というのは、こういった発達障がいやいろいろな児童がいらっしゃるなどもあり、福祉関係の方と連携を取って、そういった福祉の方目線での教育というのも非常に大事になってくると思うので、そういうところもぜひ、放課後デイサービスとか、いろんなスキルを持った方がいらっしゃるの、子どもたちにとって一番よい方法を考えていただきたいなと思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

次に、小中学校の学校運営はPTAの話ですね。これを私、教育委員の方から聞いたときに、私もPTAの会長をしていたし、彼も同じように当時していたんですね。ここの松石議員もされていたんですけども、本当に驚いたんですね。えっ、鳥栖の地区Pをのくのかと。じゃ、これからどうするんだとかですね。逆に言うとPTAがなくなるんじゃないかという不安まで私は覚えたんですけども、調べていくと、今の現状でコロナ禍、なかなか集まらない、会議もできないということで、やらされている感がある。そして、全国いろんな県にもですけども、お金を会費の中から出している。何が返ってきているかという、何も返ってきていないんですね。ただ負荷だけで、研修会があるから動員で、じゃあ、福岡に来い、佐賀に来い、熊本に来いとかいうことで、県PTAで動員されることになるんですね。

地区Pもそうですよね。研修会があるからといって、お母さんたちが仕事の上司に言って行かなきゃいけない。役員になったら行かなきゃいけないということで、役員のなり手が無い。どんどん負の連鎖で悪くなってきている。だから、やらされている感だから、非常に来ても楽しくなさそうな感じをされるんですね。

昔の話ですけど、私がしていたときに、はは!!おや!?オリンピックというのが鳥栖市であったんですけども、あのとき、会長が女性の着物を来て、化粧をして応援しなきゃというのをやっていたんですけども、意味が分からなかったんですね、私やっぺいながら。でも、お母さんたちは喜んでくれるんですね。あのとき、初めて鳥栖地区の運動会で2位になったんですね。そしたら、すごい喜びようで、打ち上げをやろうと言っていたんですけど、楽しかったら今日帰って、お茶とケーキで終わって、子どもたちに話をしてくれということで帰っていただいた経験があるんですけども、ずっと調べてみると、今はやっぱり全国も県もどうかなと。地区Pはやはり地域の連携でいろんな教育関係の話もあるでしょうか

ら、どっちかというとならばPTAが要るのかなという話も進んで——進んでいるじゃないですね。あるところでは、運動会をやります、こういった人の手助けが要ります、何名要りますと声をかけると100人集まってくれたとか、みんなが来て、考えながら運動会をうまくやってくれたとか、広報紙を出したいんです、こういう記事を下さいと言ったら集まってくれて、これは他人事じゃないんです、自分事ですとできるんです。だから、役員だから、やらなきゃいけないから負荷が来る。でも、子どもたちの運動会がある、そこに手助けをしてくれと言われて、子どものためということになるとやっぱり私ごと、家に帰って子どもがここに笑顔で運動会楽しかったという言葉を知りたいから、お父さんが一緒に行く、お母さんが手伝いすると。これで運営を回しているところがあるというならば、今現在の基山小と基山中のPTAの在り方も一理あるかと思うし、リモート、コロナ禍でやっていくというなら、ほかの団体も書面決裁でやっているわけですから、いけるかなと思うんです。

ただし、地区委員です。子どもの安全を守るというときに、役員の規約を見ると、自分の意思でやるとなると、そこは安全性が本当に保てるのか、役員が本当に集まるのか、やってくれるのか、その連携はどうしてくれるのか、その辺のところは非常に不安に思うんですけど、その辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

基山小学校のPTA脱退という話が出たときに、令和4年度のPTA規約が大幅に見直されておりました。そこを見ると、先ほど言われたように地区役員等だけは決まっていたんですが、ほかの役員は希望者がなければなくなるみたいなどころもたくさんあったんですよ。そうすると、これはPTA組織がなくなるんじゃないかということで、かなり危機感を覚えました。その辺については、しっかりこの1年間話し合って改正をしていただいて、PTA組織の継続並びに学校へのバックアップについては、来年度に向けて規約改正をしっかりと行っていただいたところ。その正式決定については、来年度、4月の総会等で決定されるんじゃないかと思っておりますけれども、その内容についてはしっかり確認をさせていただきました。

また、地区役員についてはぜひ必要ですので、来年度の体制についても、基山小学校のほうでも早速固めていただいて、昨日ですかね、9区のほうの地区委員についてもかなりの人

数、6名か9名か、それぐらいの数だったと思いますけれども、来年度体制を整えていただいたというところを聞いております。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今回の件で教育委員会の会議録を見せていただいて、初めて出てくるのが、5月の教育委員会の議事録で出てくるんですね。その議事録の中で、3月にはもう決定していると。学校長、PTA会長、保護者の中で、こういう退会に向けての方向で検討しようということを決めているということであるんですね。学校長からですよ、そういった一番重要な案件ですよ、PTAがこれほど変わってくる。相談はなかったのか。議事録、4月は何もないんですよ。3月もないんですよ。本当にこれはそのとき大丈夫だったのかなと、今、振り返ると不安なんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

教育委員会の議事録を読んでいただくとお分かりのとおり、それまで情報がございませんでした。もしかしたら、そういうことになるのかもしれないみたいなどころはどこかから聞こえてきていたんですが、校長からも相談があっておりませんでしたので、何でこういうことになってしまったんだということで、教育委員会としても学校のほうに、こういった大事なことについては早めに相談をするようにということで校長のほうに指導したところでございます。

それから、毎月のように定例教育委員会の中でもこのことを扱って、決して子どもたちに影響が出ないように、学校運営等にも影響が出ないようにということで、PTA会長とも話し合いを持って、来年度に向けての体制を整えてきたところでございます。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

今回の件で、PTAですので、先生ですよ。そこのところの意思が確認をされたのか、非常に疑問なんですよ。それと、PTAはもともと任意加入ですよ、強制ではないです

よね。ただ、みんなが入るものと思っているから、会費だって学校の集金のときに幾らですよとぼんと入って、それで何も考えずに入ってこられたんですけども、改めて任意ですよとなると、やっぱり確認をしなきゃいけないと思うんですよ。あなたはPTAの会に入りますか、入らないですかということをですね。それがやっぱり全員加入できるようなPTAにならなければいけないと思うんですね、みんなで守ろうということで。いろんな事情はあるでしょうけれども。だから、一番負荷があるという役員決めをもっと簡単にできるように簡素化して行って、大分役員会も会自体が減っているそうですけれども、やはりそのような負荷をPTA自身が考えていただいて、子どもたちのためのPTAである、学校と一緒にやっていこうと。そして、地域もやろうという話になっていますよね。やっぱりそこに理解を得られるようなPTAに変えていただけるように変貌を期待しております。

それで、保険のことが一番心配なんですけど、保険についてはどういうふうな状況でしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

私たちもPTAの保険については一番気になる場所でしたので、確認をしっかりとしましたところ。最終的なところとしては、PTA安全互助会という全員が加入する部分、団体で入る分については、地区P、県P、日Pから脱退しても入れるということで、今までと同じような保障が得られる制度となっております。ですから、PTAでの除草作業であるとか、親子レクであるとか、そういったことを実施した場合はこれまでどおり保険が適用されます。保険料についても、今までよりも若干安くなるということを確認しております。

もう一つ、答弁の中でも申しました各個人が任意で入っておられる分、名前がこども総合保障制度というのがあるんですけども、これが約19%ぐらい町内で加入しておられるんですね。この分については確認をしたんですけども、日Pから脱退すると加入できないということで、任意加入で入っておられる分については加入できなくなります。この分については、保険会社から各個人に対して加入できなくなるということをお知らせさせていただくとともに、各単Pからもこの辺の案内についてはしっかりしていただいて、個人賠償責任保険であるとか、傷害保険であるとか、この辺が入っておりましたので、ほかの保険に切り替えていただくようお願いをしなくてはならないというふうに各学校には伝えているところです。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

活動の一番大事な部分だと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それと、教育委員会にお願いでございますけど、会議録を見させていただいて、ずっと読んでいても教育委員の顔が見えてこないんですよね。会議録の要点筆記ですので、どの教育委員がどういう考えを持ってこのような対応をされたのか、学校に対してどういう意見を言われているのか全く見えてこないの、議会と同じような、やはり教育委員も選任をされているわけですから、報酬等もいただいているわけですので、教育委員会として顔が見えるような、要するに形が見えるようなですね、顔が見えないものだから、どうも悪者ですよ。テレビとかマスコミになると、やっぱり顔が見えないから攻撃もしやすいですし、分からないグレーゾーンが多いからそういった批判とかになってくると思うんですよね。情報公開で、いろんなところでですよ。それで、こう言った、ああ言ったでそんなに不都合はないと思いますので、個人情報で守れなければそれは結構です。それは十分皆さん分かると思うんですけども、ぜひ教育委員の顔が見えるような会議録を残していただいて、その公開をぜひお願いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

確かに基山町の教育委員会の議事録については、割とざっくりした形で、概要ということで今掲載させていただいております。市町によっては詳しく全て一言一句拾ってあるところもございますので、そこまでできるかどうかというところはちょっと難しいんですけども、どの教育委員が発言したとかいうところについては、今後、こういった御意見が議会でもされたということを伝えまして、教育委員会の中で検討したいというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

農業委員会も出されていて、あそこは名前を出されていないですけど、地域によって分かってくるので、どういう方が言われているという話は。それでも十分だと思いますし、要

点ではなく、言葉を全ていただくと、どなたがとか、どういう関係の、どういう思いの教育委員ということがずっと分かってくる部分があると思うので、せめて要点筆記ではなく、十分読み物として読めるような会議録をお願いしたいと思います。課長、大変でしょうけれども、よろしく願いをいたします。

では、次へ行きます。

基肄城の件でございますが、今年の佐賀県の予算で、基山町には基肄城に関する補助、予算はどれぐらいの金額が上がってきているわけですか。

○議長（重松一徳君）

今泉教育学習課長。

○教育学習課長（今泉雅己君）

通常、補助事業に関しましては国が50%、県が18%ということとされておりますけれども、予算については、県のほうがかさ上げで今、25%程度で上げているというふうに聞いております。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

この基肄城の件は、そもそも論をいきたいと思うんですよね。総務文教常任委員会で福井県のほうに視察に行かせていただいて、福井県には一乗谷朝倉ですか、10年ぐらい前に行ったときには資料館があったんですね。市でやっているものですから、本当に昔の基山の民俗資料館みたいに資料だけがあって、ボランティアの方が説明をされていたんですね。そこにもう一回行きましようと言われたので、いやいや、あそこは何年か前に行ったけど、あまりにも面白くなかったですよと言ったら、変わりましたよと言われたんですね。どうしてかといったら、県の事業としてやったと。すごかったんですね。やはり市と県ではこれだけ違うのかと。一乗谷朝倉氏の遺跡から博物館になって、その遺跡のところに見て分かるように体験できるような非常にすばらしいところがあって、道の駅もできて、それと関連の商業施設もできているんですね。観光としてやっぱりなっているわけですね。ああ、これは基肄城もそうだなと。1万7,000人の、そんなに予算が余っているわけではない町がやるべきか。国の特別史跡ですよ。であるならば、基山町は県にお願いしますと、県の事業でやってくれませんかとならないのかなと思ってですね。

今年の県の予算を見ると、吉野ヶ里町はすごいですよね。また新しい拠点としてやっていくということで何億円と来ていますよね。名護屋城もまた予算をいただいてされていますよね。佐賀城本丸も江藤新平の生誕100年か何かで、2,000万円か何かで事業をやりますよね。基肄城補助率が25%に上がりましたよなんていう状況じゃないですよ。

そもそも論で県の事業として、国の特別史跡です、非常に重要な案件ですと。昭和29年に指定された、佐賀県で一番最初に選出されたんですよ。そこは国が指定されるんですから、基山町の特別ではないですよ。県がやっぱり責任を持つべきだと思うので、その辺、こんな夢みたいな話はいかがですか。楽になりますよ、議会からああこうだとか、整備計画とか。それで、基山町の思いはいっぱい込めていいと思うんですよ、計画には。でも、やっぱり主体は県にということで、教育長、肩の荷を少し下ろしませんか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

国の特別史跡で、一番に佐賀県で指定されたというところで、非常に基山町としても誇れるところです。一方で、名護屋城博物館とか吉野ヶ里遺跡に行くとするばらしい施設があるわけですけども、基肄城関係については非常にその辺の手当が今なされていないというところ。

ただ、町長のほうからもかなり動いていただいて、今回、なかなかかさ上げという難しかったところを25%までできるというふうな話も聞いておりますので、県のほうもどうにかしてあげたいというところで、基山町のほうに少しずつ目は向いてきていると思っています。ただ、まだまだ不十分なところもありますので、そういった名護屋城博物館のような基肄城博物館ができれば、県立でつくっていただければ一番ありがたいんですけども、一つは福岡県とまたがっているというところで佐賀県がなかなか全て面倒見るというところが難しいかと思うんですけども、国及び県のほうにも引き続き支援をお願いして、よりよいものができるように頑張りたいとは思っております。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

町長、いかがですか。知事とも大分お話も進んでいるようですし、いろんなところで25%

になったよとにこにこされて言われていたんですけれども、吉野ヶ里町が今年3億6,800万円、予算がついているのが、新しい拠点としてですね。町長もそれこそ保存整備計画を満願ですばらしいものができる、博物館みたいにされるならば県にお願いしますと、県の事業でやってくださいと、福井県はこうやってやっていますよと、一乗谷にすごいのができていますよというふうに、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

県移管の話は何度もお願いしています。知事にも副知事にも担当にもずっとお願いしていますが、全く相手にしてくれません。かさ上げでも7年かかりました。毎年お願いしました。議長も議長会でお願いしていただいていますよね。ずっと言っていたいただいていますよね。前の鳥飼議長の時も議長会で言ってもらっていますよね。知事がいる前でですね。だけど、全く動かない。

理由を幾つか分析してみたら、先ほど柴田教育長が言われたように、基肆城というのは佐賀県と福岡県の共同なんですね。それがやっぱり一番大きいのと、あと全部認定になると教育委員会に基肆城のデスクができるんですね。四、五人基肆城の専門家のデスクができるんですけど、残念ながら、古代山城の専門家が今佐賀のその分野にいないということがありますので、そこから全部雇わなきゃいけないような、そんな話なんですね。

だから、私はどうしても県が見てくれんなら、何かのときに手伝いに来てくださいとこの前お願いに行ったんです。発掘の手伝いですね。そしたら、2年後までは吉野ヶ里で目いっぱいだから無理と言われたので、はい、分かりました、じゃ、3年後にお願いします。いや、それでもやっぱり無理と言われ、そういう悲しいやり取りを私はずっとやり続けてきていて、やっと7年で17%が25%になって、本当に一歩前進したと。

じゃ、これからどうするかというと、基山（きざん）及び基肆城をもっともっと我々の手で有名にして、すごいという感じになれば佐賀県は手を出してきます。逆に言えば、自分たちのものになるというふうな感じになると。そういう気持ちになるように我々は頑張らなきゃいけないというふうに思っていますので、これから基山（きざん）と基肆城について佐賀県に目を向けてもらえるように、いやいや、こんなことなら県がやるみたいな気持ちになっていただくように努力していきたいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

品川議員。

○11番（品川義則君）

ぜひ町民一丸となって知事に、昨日の小作争議みたいに大変だというぐらいにならないといけないかと思っておりますので、ぜひ町長には先頭に立って言っていただければ、皆さん行くと言えば、はいと言って、バスを二、三台で行ったって別にいいんじゃないですか。そういうことをしないと県は変わらないと思うんですよね、遠い東のほうの話ですので。

時間がないので、道路に行きます。

昨日の鳥飼議員の話で、正応寺のところまで、園部の共乾ですね、あそこまで行ったって基山のためには何にもならないと思うんですよね。やはり道路というのは、基山町が発展したのは白坂久保田線なり、基山平等寺筑紫野線ができたからだと思うんですよね。そのときに、そのときの首長というのは基山町の夢を描いたと思うんですよね。ですから、やっぱり夢は持っていないといけないと思うんですよね。基山町が発展のためには、あそこを弥生が丘まで通していく。通したら流れていくよというけど、商売人からするともう流れてしまっているんですよね。ただ、それは個人の努力で何とかしますから、基山町発展のために塚原・長谷川線は延伸をしてつなげなければいけないと思うし、黒谷線だって、あそこはグリーンパークとして、また今回も土地を売ろうかという優良な土地ですよね。そこが宮浦インターと園部インターでつながっているということだけでもすごく印象が変わってくると思うので、非常に財政的に厳しいということは分かりますけれども、発展のためにはある程度苦勞もしなきゃいけないと思いますし、できないことばかり答弁いただいたんですけれども、できることを少し考えたらいかがでしょうか。それは負荷ですよね。でも、自分事として考えた場合どうなのかですよね。

建設課長がああ地域に住んでいて、ずっと役場に毎朝毎朝来るのに、高島団地に入って、信号機でずっと待って立体交差、秋光の交差点を通過して、うちの店の前を通過して行かれていますと想像してみたらどうでしょうか。そういうことだと私は思うんですよね。そこで知恵を出していこうというのが皆さんの仕事だと思いますし、我々の仕事だと思っていますので、ぜひこれからも基山町のためによりしくお願いをいたしまして、以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（重松一徳君）

以上で品川義則議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

ここで副議長と交代します。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（大久保由美子君）

重松一徳議長が議員として発言を行いますので、基山町議会会議規則第52条の規定により、副議長の大久保由美子が議長の職を行います。

これより重松一徳議員の一般質問を行います。重松一徳議員。

○13番（重松一徳君）（登壇）

13番議員の重松です。平日の朝、忙しい時間帯に議会を傍聴していただきまして、ありがとうございます。久しぶりの一般質問ですけれども、よろしく願いいたします。

今回、質問事項2点について質問をしたいと思っています。

1点目の地区計画と農業問題についてですけれども、基山町は市街化調整区域における地区計画の運用基準を令和3年10月に策定して、地域産業振興型、そして、市街化区域の隣接・近接型、近隣市町一体型と3点に分けて地区計画の説明を行っています。本来、都市計画法で市街化区域と市街化調整区域、いわゆる線引きがされている本町で、新たな団地開発や流通団地の造成、建設は難しい状況の中で、この地区計画がまちづくりの今後の主体的な計画になってくるといふふうに思っています。私自身はこの地区計画に反対しているわけではありません。むしろ逆に、この地区計画をうまく運用する中で、今から先の基山町のまちづくりを進めていくべきだといふふうに考えています。

しかし、問題もやっぱりあります。地区計画で、例えば、団地を造る、流通団地を造るとなれば、基山町は活気もあふれますし、人口増にもなります。まさしくこれは日の当たる場所です。一方で、農地が減ってくる。そして、昔の環境が少しずつ変わってくる。これはまさしく日陰の場所になるのではないのかなといふふうに私は考えています。地区計画の推進と農業振興が本当に両立できるのかも含めて、質問したいと思っています。

具体的な質問として、1点は、現在、地区計画による開発行為及び計画も含め、全体の面積と農地の減少面積を営農組合ごとにお知らせください。

そして2点目、住民説明会及びパブリックコメント等が出された意見を地区計画にどこまで盛り込めるのか、説明をお願いいたします。

3点目に、居住系・産業系地区計画から除外された農地、つまり地区計画の中に入らなかった農地について、将来、荒廃が大変心配されます。どのような対策を考えられているのか、説明をお願いいたします。

4点目に、農地の減少は新たな課題を生んでまいります。共同乾燥調製施設や機械利用組合の再編、統合をどのように進めていこうと町は考えているのか、説明をお願いいたします。

2点目は、職員定数とハラスメント防止対策についてです。

職員定数条例で、町長の事務部局職員140名、教育委員会の事務部局職員21名、そして、議会事務局職員3名というふうに上限を決めています。しかし、近年、多くの会計年度任用職員を募集、採用しなければ役場業務が機能しないという現状問題があります。そして、私はこの基山町内でハラスメントが起こっているというふうには思っていません。しかし、近隣市町、またはほかの、例えば、自衛隊でも今ハラスメントが問題になっていますけれども、このハラスメントの防止策を基山町もきちっと策定しなければならないという思いで質問をしてまいります。

1点目は、令和5年度当初の職員数、正規・再任用職員、そして、会計年度任用職員数、その他、基山町は地域おこし協力隊等もいらっしゃいますので、その職員数について説明をお願いいたします。

2点目は、職員数と仕事量のバランスはどのように整合性を保たれているのか、説明をお願いいたします。

3点目は、会計年度任用職員の報酬は何を基準に決められているのか、説明をお願いいたします。

4点目に、先ほど言いましたけれども、基山町職員定数条例の見直しを検討されているのか、説明をお願いいたします。

そして5点目、職場内のハラスメント防止対策は具体的にどのような措置を講じているのか、説明をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。よろしくをお願いいたします。

○副議長（大久保由美子君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

重松一徳議長の一般質問に答弁させていただきます。

1、地区計画と農業問題について、(1)現在、地区計画による開発行為及び計画も含め、全体の面積と農地の減少面積を営農組合ごとに示せという御質問でございます。

地区計画の策定済みと計画中のものを含め、住宅系が5件で11.9ヘクタール、産業系が5件で24.6ヘクタール、地区計画全体の面積は36.5ヘクタールとなっております。このうち、農地の減少面積は住宅系で5.7ヘクタール、産業系で19.4ヘクタール、全体で25.1ヘクタールとなっております。営農組合ごとですと、園部が地区計画面積が2.5ヘクタール、農地減少面積が1.1ヘクタール、基山が地区計画面積18.1ヘクタール、農地減少面積は9.7ヘクタール、長野が地区計画面積15.9ヘクタール、農地減少面積14.3ヘクタールとなっております。

(2)住民説明会やパブリックコメント等に出された意見を地区計画にどこまで盛り込めるのかということですが、地区計画は住民の生活に身近な地区を単位として、その地区の状況や特性に応じて定めるまちづくりの計画ですので、計画の内容を決める際には、地域住民との意見交換会や説明会等を通じ、住民の皆さんの意向を十分に把握し、適切に反映させることに努めているところでございます。具体的には、計画地内の道路の位置や公園の場所等の変更をするなど、そういったことをした事例がございます。

(3)居住系や産業系地区計画から除外された農地、今後、一体的に開発できない農地は将来荒廃が心配される。どのような対策が考えられるのかということですが、農地の住宅用、産業用としての開発については、町へ開発の申出があった場合は、開発範囲の周辺も含めた農地、水路、道路について確認するとともに、当該農地の所有者をはじめとする地域の農業関係者との意見交換等により、地域の合意形成を図っております。その中で、地権者が開発希望である農地が開発範囲に含まれない場合は、一体的な開発に向けて、開発業者や地域との調整に努めます。また、地権者の事情により、開発でなく農地存続を希望する場合は、今後、農地が継続できるように、農地の担い手とのマッチング等により支援してまいるといふことになると考えております。

基本、外れる土地というのは本人の希望がない限りはないはずなんですが、一番ややこしいのが、気持ちが変わった場合ですね。初めは入らないとっていて、計画が進んできた段

階で入るといった場合が、もう間に合わないんですね。計画のやり直しをすると、時期がずれてしまうので、そういう場合が一番気をつけなきゃいけないものだと私は感じているところでございます。

(4)農地の減少は新たな課題を生んでいる。共同乾燥調製施設や機械利用組合の再編、統合をどのように進めていくのかということでございますが、基山町内における共同乾燥調製施設の今後の方向性につきましては、これまで、鳥栖基山エリア内の共同乾燥調製施設の統合の可能性を含めた再編について、同エリアのJA及び共同乾燥調製施設関係者による検討委員会、利用組合員へのアンケート、各共同乾燥調製施設地区での会合等により検討が進められてきました。

それらを踏まえて、基山町内においても、JA、共同乾燥調製施設関係者、町による検討会議により、長野共同乾燥調製施設の今後の方向性の検討を進めてきました。基山町内においては、今後、農地減少により共同乾燥調製事業の運営が困難になると予想される長野共同乾燥調製施設では、鳥栖基山エリアでの検討状況を踏まえつつ、令和6年度をめどに共同乾燥調製事業を基山共同乾燥調製施設へ移行し、長野共同乾燥調製施設は荷受け所等としての活用の方向で、引き続きJA、共同乾燥調製施設関係者、町が連携して検討、調整を進めてくこととしているところでございます。

また、鳥栖基山エリア内の共同乾燥調製施設の再編、統合については、今後、大型施設に一本化して、現在の共同乾燥調製施設等は地域の荷受け所として活用し、荷受け所と大型施設との間を搬送する方向性が固まってきているところでございます。令和5年4月にJA、共同乾燥調製施設関係者、市町等による準備委員会が設置され、令和8年度の実現に向けて検討を進めていくことになっております。

町としては、引き続き準備委員会を通じて、JA、共同乾燥調製施設関係者との連携を強化し、施設の再編、統合の実現に向けた検討及び支援に努めてまいります。

2、職員定数とハラスメント防止対策についてということで、(1)で令和5年度当初の職員数、正規、そして、再任用職員、会計年度任用職員、その他、地域おこし協力隊の職員数ということでございますが、地域おこし協力隊も会計年度任用職員の中に含まれますので、そういうことで回答させていただきたいと思っております。

令和5年度当初の職員数、正規・再任用職員合わせて157人、それから、会計年度任用職員215名、会計年度任用職員のうち3名が地域おこし協力隊です。また、215名のうちの5名

が集落支援員の予定となっているところがございます。また、正規職員の欠員分として、臨時的任用職員が4人予定がございます。

(2)職員数と仕事量のバランスはどのように整合性を保っているのかということでございますが、管理職、それから、監督をしている人間への人事管理に関するヒアリング、そして、予算査定、新規事業のヒアリングなどによる各種情報を総合して、業務量に応じた適切な配置に努めているところがございます。

(3)会計年度任用職員の報酬は何を基に決めているのかということでございますが、令和2年度の制度導入により、会計年度任用職員が一般職の地方公務員として明確に整理されましたことから、地方公務員法に定める均衡の原則などの給与決定原則を踏まえ、基本的に当該会計年度任用職員の職務と類似する職務に従事する常勤職員の属する職務の級の初号給の給料月額を基礎として、職務の内容や責任、そして、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等の要素を考慮し、報酬額を決定しているところがございます。

ちょっと分かりにくかったと思いますので、具体的には行政職給料表の1級1号給を基本として、保育士等の専門職においては、必要となる免許資格などを得るために必要な期間も考慮しながら、職種別の基準表において職種ごとの報酬水準を定めているところがございます。この報酬水準につきましては、上限の報酬額が制度移行前の報酬額を下回らないことを念頭に置いて設定しているところがございます。当該会計年度任用職員の職種の経験年数を考慮して報酬額を決定しているということがございます。

(4)基山町職員定数条例の見直しは検討しているのかということでございますが、現在のところ職員の定数につきましては見直す予定はございません。

(5)職場内のハラスメント防止対策は具体的にどのような措置を講じているのかということでございますが、その措置といたしましては、基山町職員の職場におけるハラスメントの防止に関する規程を定め、全職員を対象とした職員研修を行った上で、令和2年4月1日から施行しているところがございます。相談窓口として、苦情相談員4人を職員の中から任命し、セクハラ、パワハラ等の事案が仮に起きた場合には、まず、苦情相談員が話の聞き取りをいたします。苦情相談員は相談記録表に相談内容をまとめて総務課へ報告いたします。総務課で複数の職員により事実関係の調査や確認を行った上、必要があれば副町長を中心とした苦情処理委員会を設置して対応を行っているところがございます。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

2回目以降は要点を絞って質問いたしますので、お願いいたします。

1つは、基本的なことを伺います。

この地区計画、基山町も市街化調整区域における地区計画の運用基準を策定しました。今までは市街化区域の中の残存農地等も開発してきました。市街化区域内の残存農地の開発と、今回行う地区計画による農地の開発、どこがどのように違いますか、具体的な例を二、三挙げてください。

○副議長（大久保由美子君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

市街化区域内の残存農地の開発につきましては、市街化区域ということでございますので、農地転用の手続だけしていただき、あとは面積に応じて開発の手続が必要になるということになっております。あと、市街化区域内は用途が決められておりますので、その残存農地があるところの用途に合わせた開発を行っていただくようになっております。

調整区域につきましては、もともとは議員が質問でもおっしゃられたように、建物を建てたりが基本的にはできない区域になっておりますので、地区計画や50戸連檐等の制度を活用して開発を行うようになっております。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

基本事項の中で、「市街化調整区域の有する特性に配慮し、ゆとりある緑豊かな市街地環境の形成を図るため、公園・緑地の規模などを適切に定めること。」というのがこの基準の中にあるんですね。市街化区域の中に造る場合でも、当然この公園とか緑地は適切に配置しなければならないんですね。市街化区域の中で、例えば、一定規模の団地開発をする場合は、例えば、緑地面積を何%にしなければならないとありますね。今度、調整区域内に地区計画で住宅を建設するとき、緑地面積もしなければならない。この緑地面積をしなければならないというパーセンテージ、これは一緒ですか、違いますか。

○副議長（大久保由美子君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

市街化区域と調整区域の開発の緑地面積は、佐賀県の開発の基準にのっって同じパーセンテージとしております。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

私は先ほど言ったように、基山町がゆとりある緑豊かな市街地環境の形成をするというのが目的にすれば、市街化区域内の開発と市街化調整区域内の地区計画による開発、私はこの緑地面積については違っていいんだと思うんですね。県がそのようにおおむね3%と定めているから、必ずしも3%にこだわる必要はない。例えば、基山町は緑豊かな環境にするために、5%の緑地面積を設けるというふうな設定を私はしてもいいというふうに思うんですね。それが基山町の緑豊かな環境を守っていくんだと。そして、道路にしても、例えば、街路樹を設定するとか、そういうふうな配慮をして初めて、私はこのゆとりある緑の環境が保たれるというふうに思いますけれども、そういうふうなものも地区計画を開発する業者の方に、この計画を策定する段階から基山町はこういうふうな形でしたいと思うんですよという形で申入れをできなかったんですか、しなかったんですか。

○副議長（大久保由美子君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

こちらの運用基準の策定の際には、県のほうの開発基準を基本としておりまして、県の開発基準の緑地面積ということで計画を策定しております。個別の地区計画の案件の場合においては、例えば、住宅・産業用地であれば、なるべく緑地を増やしてもらうように、緩衝緑地を増やしていただくようにと個別の案件ごとに緑地面積については相談をさせていただいている状況です。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

ここが本当は一番基本的なところなんです。基山町が地区計画によって市街化調整区域を開発していくという場合に、市街化区域の開発とは全然違うんだというのも、業者の方は当然知っているだろうと思いますけれども、そこをきちっと制度設計して、そして、地域住民の方と一体となって新たなまちづくりをしていくという初歩的なところ、出だしが基山町は少し、間違っただとは言いませんけれども、丁寧にすべきだったのではないかと。ここをもう少し丁寧にすれば、例えば、地域住民からまた違う意見の出方があったのではないのかと思います。ここについては、今進んでいる計画、そして、今から改めて進む計画もありましようから、ぜひもう一回考えてもらいたいなというふうに思います。

次に、農業問題のほうに入らせていただきます。

先ほど説明がありましたように、物すごく農地が減る。全体で25.1ヘクタールの農地が減ります。そのうち、長野地区だけでも14.3ヘクタールの農地がなくなっていくという中で、今、基山町全体の農地面積、そして、長野地区の農地面積、分かれば説明をお願いいたします。

○副議長（大久保由美子君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

手元のほうに、今、農業委員会関係での農地の台帳がございます。台帳面積で申し上げますが、全体で238ヘクタールになっております。園部地区が67.8ヘクタール、基山、いわゆる宮浦につきましてが95.8ヘクタール、長野につきましては41.1ヘクタール、あとは、これは先ほどの組合以外の員外の部分が33ヘクタールありますが、これがどの地区にあるというのがはっきりしておりませんが、そういう状況でございます。（280ページで訂正）

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

基山町だけで町内にはもう238ヘクタール、実際はもう少しあるんでしょうけれども、約250ヘクタール、それくらいしか農地がないんですね。そのうちの25.1ヘクタール、約1割以上が今回のこの計画だけで農地が減っていきます。

その中で、農地が減るということは、いろんな面に実は影響をしてきます。環境だけじゃないんですね。水路の関係から、そして、もう一つ言えば、残存農地が残っているから、そ

こは町長が言うように、確かに地権者の方が売らないと、この地区計画を本当にやっても売らないという方もいらっしゃるんですね。小倉の中にも市街化区域の中に、実はまだ残存農地も残っています。じゃ、そこを誰が作るのかと。今はもう作り手がいなくなっているんですね。なぜかという、今の農業は大変機械化されています。そして、害虫防除等も無人ヘリコプターでしたりするんですね。すぐ横に新しい住宅ができれば、その害虫防除一つもなかなかしにくくなるんですね。農家の方がずっと案内して、いつ害虫防除しますから洗濯物を干さないでくださいと言ったとしても、サラリーマンの方は朝早く洗濯物を干していかれたら、その田んぼは消毒できないんですね。ヘリコプターですから、風圧で物すごく薬剤を飛ばしますから。そうすると、こういう近くはだんだんと米を作ろうにも米が作れないという現実があるんですね。こういう現実、産業振興課は把握をされていますか。

○副議長（大久保由美子君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

開発及び荒廃等によりまして農地が減少しているところにつきましては、農地の転用申請なり、耕作放棄の見回り等で状況的なものは把握をしてくれているところがございます。農業委員会についても、農業委員によるパトロールを通じて、そういった遊休農地の実態も把握して、必要に応じて管理指導なり、あと、農地のマッチングを進めて担い手のほうに借手が見つかるように配慮をしているところがございます。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

農業の難しさというのは、近代化になれば、機械化になればなるほど、狭い農地の耕作がしにくくなって来るんですね。昔は手で植えていたというところが、機械が入れば、圃場の整備をして、圃場を大きくしなければならなかったと。長野地区なんかは田んぼが広いんですね。その広い農地を今、後を継ぐ人がいない。高齢化になった。この際、できたら離農したいという家が増えてきたと。そういうのも今回の野口地区、そして、長野地区の島廻地区の開発にも実は関係しています。中山間地の人にとっては、長野地区、うらやましいねと。広い田んぼがあつて、大型機械も入れられる地区であつて、何でその地区の方が農業をやめられるんだろうかと。自分の住んでいる中山間地の山は本当に1反もない。何畝かの小さい

田んぼを守っているという意見もあるんですね。そういう中で、基山町が本当に今からこの地区計画によって農地を減少して、そして、片方では狭い農地を守って、基山町の農業を守っていくという、逆に言えば相反するみたいな中での基山町の農業問題、これは本当に真剣に考えないと、逆に言えば、将来に向けて大変後悔するような形になりはしないのかという心配も実はしています。

そして、具体的に言いますと、先ほど言ったように、機械化になれば、私の家もそうですけれども、コンバインとか、昔は稲を乾燥する乾燥機を持っていたんですけども、今はありません。全部共同乾燥の施設にお願いしています。長野地区ではこの共同乾燥ができなくなるという形で今議論をしているんですけども、ここで先ほどの説明でどのようにこの共同乾燥施設利用組合の再編、統合をするのかで、長野地区の長野共同乾燥については、基山の宮浦にある基山共同乾燥のほうにお願いしますよと。これは私たちも説明を受けました。そして、先ほど説明があったように、長野地区の共同乾燥は荷受け場所になりますよというふうな説明です。

私が理解できないのは、例えば、私が稲を収穫する。もみを収穫する。それは一旦長野の今ある共同乾燥場に預けるだけでいいんですか。私が直接、宮浦にある基山共同乾燥調製施設に持っていかなければならないというふうになっているんですか。先ほどの説明では、いや、長野の共同乾燥場に持っていけばいいみたいな捉え方になるんですけども、どのように基山町は考えておられるんですか。

○副議長（大久保由美子君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

今の長野共乾の将来的な取扱いの方向性については、基山共乾のほうにお世話になるという方向性だけが固まりつつあって、それをどう具体的に進めていくかについては今後の検討課題となっております。

3月に各共乾ごとの総会等もありまして、そういう中で、改めて長野共乾が基山共乾のほうにお世話になることを再確定した後、じゃ、具体的にどうするかということで、直接基山共乾のほうにお持ちになるのか、一定数長野のほうでもストックができる施設でもありますので、その辺を活用していくのか、それは今後、組合の中で検討が進められていって、そこに対して町やJAもサポートしていくということで今のところ考えているところでございま

す。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

皆さん方にとっては、あまり大したことないんだと思われるかもしれませんが、長野地区で今農業をされている方にとっては、これは物すごく深刻な問題なんです。なぜかという、私の家もそうですけれども、軽トラックで運ぶんですね。軽トラックの重量は350キロですね。もみを運ぶ専用容器、大体200キロ近くあるんですね。そうすると、もみは正確に言えば150キロぐらいしか運べないんですね。しかし、なるべく多く運びますから、大体500キロぐらい、軽トラックのタイヤがペしゃんこになるぐらい積んで運ぶんですね。そうしないと効率も悪いし、運搬料も高くなるからそうしているんですね。

長野地区の収穫したのを、それこそ役場からもう少し上のほうのバイパスからちょっと下に基山の共同乾燥場があるんですけれども、そこまで運ぶということは、今のままだったら過積載、それこそ交通違反ですね。それを覚悟で運ばないと効率が悪い。運搬料が高くなるという問題があるんですけれども、この辺のことは産業振興課のほうは御理解できていますか。

○副議長（大久保由美子君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

専ら軽トラが活用されているのは存じ上げております。積載量についても、なかなか多くの荷が積めないという実情も承知しているところでございます。そういったものも踏まえて、農家が真っすぐ遠い共乾に持っていくのがいいのか、専用の運搬車両を設置して搬送というようなことを取り組むのがいいのか、これは鳥栖基山エリアの全体的なテーマでもあります。そういったことを今後、鳥栖基山エリア内の共乾の方向性も一緒に検討しながら、長野ー基山間の対応についても考えていきたいと思っております。その前提に立って、軽トラを含めた搬送関係のいろんな問題とかテーマについては把握をしているところでございます。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

ぜひここは考えていただきたい。じゃ、これは農家自身がするべきなんだというふうになれば、ますます農業をやめていく人が増えると思うんですね。ぜひとも産業振興課として、やっぱり農業を守っていくという形は取ってほしいと思います。

今、基山町がいろんな補助も出してもらっておりますし、この農業振興の部分にも相当補助は出してもらっておりますけれども、共同乾燥場、今、基山町には3つあるんですけれども、園部と、そして、基山と長野共乾と。しかし、長野共乾はやめるとなれば、園部共乾と基山共乾の2か所ですね。この共乾2か所に、それぞれ運営の補助を私はぜひお願いしたいと思うんですね。こういう運搬の関係もありますし、令和4年は高騰した燃料代についての補助なんかもしてもらったんですけれども、この運営費について基山町として補助をしてもらえませんか。

○副議長（大久保由美子君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

それは鳥栖基山エリア内で検討を進められております一本化の検討の中でも、今後、国、県に対するいろんな補助関係の問合せなり相談なり、いろんな手続をしていきたいという声も聞いておりますし、そういう中で町も関わっていきたく思っているところでございますので、そういった流れの中で、町としてもそういった支援に対する方策なり検討なりを併せて進めていければと思っているところでございます。

何より、今後、その辺の一本化とか基山へお世話になる話が固まっていく中で、併せて情報収集しながら、国、県とも相談しながらやっていきたいと思っているところでございます。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

今も言われましたように、令和8年度をめどにこの鳥栖基山地区にあるこういう共同乾燥調製施設、一本にまとめて、例えば、鳥栖市に大きな共同乾燥調製施設、ライスセンター、そういうのを造って、例えば、基山町からも園部とか田代とか、いろんな地域からそこに一体的に運んで、そこでしよう。これは大変効率がいいんだというふうに思われているかもしれませんが、これは大変私は難しい。この基山地区は特に難しいと思うんですね。先ほど言ったように、小規模農業なんですね。例えば、鳥栖市なんかはまだ大規模農家、そ

れこそ江島とか水屋とか、向こうは結構大きな面積をされている方もいらっしゃるんですね。ところが、基山町は、私たちもよく言われるんですけれども、三反百姓という言い方をするんですね。ほとんど兼業農家も第二種の兼業農家ですね。自分方に残っている先祖から引き継いだ農地をどうにかして守っていこうというぐらいがほとんどなんですね。その中で、長野地区がなくなれば、ほとんど基山町の農業というのは本当に発展する望みがどれだけあるのかなという心配を実はしています。

だから、私が言っているように、基山町はなるべくなら基山町内で共同乾燥を含めてするように、園部共乾、そして、基山共乾をやっぱり守っていくというふうな立場でおらないと、いや、鳥栖市には新しい大型の乾燥施設ができるからそこでというふうにはなかなかならないというふうに私は思っていますけれども、やっぱり一本化で鳥栖市に造るという方向が一番ベターだと産業振興課のほうは考えていらっしゃると思いますか。

○副議長（大久保由美子君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

産業振興課としての見解はまだはっきりしているところではございません。ついこの半年ぐらいの間に一本化の話が煮詰まりつつあるという中で情報をいただいているところでしたので、今後はその準備委員会の中に町も入って、それを具体化できるかどうかも含めて、実現に向けて一緒に検討はしていきたいと思っていますところでございます。

そういう中で、十分全体的な検討の中でやっていけるといえるものができれば、当然、推進してまいりますし、諸問題があれば、それをどう解決していくかについても検討していきたいと思っていますところでございます。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

この問題は地区計画に大きく影響すると言ったのは、今は野口地区、そして、長野地区のこの面積の中でありましてけれども、将来、例えば、園部地区とか宮浦地区でも流通団地、工場団地を地区計画として誘致しようというふうな話が来ないとも限らない。いや、逆に言えば来るほうが自然かもしれませんね。というのは、これだけ基山町の交通便がいいんですから。だから、長野地区にも今回来ているんですね。そうすると、今の段階から減ったとして

も、長野地区もそうですけれども、完全には農地はなくなるはないんですね。いろんな地区計画でしたとしても、その周りには必ず農地が残ります。そうすると、この農地はやっぱり米作りをしないと、じゃ、全部畑に転用すればいいじゃないかというふうな乱暴はできないんですね。畑をするには物すごく労力がかかります。そして、基山町は米作りを一つのブランド化しながらきたんですから、これは守っていかなければならない。そのためには個人個人が刈り取りして、そして、乾燥して出荷までとはならないんですね。基山町の中でどうにかしてこの乾燥施設を守っていくというのをぜひ考えていただきたいというふうに思っています。

そして、基山町が今マスタープランを策定しています。園部地区ですね、六次産業化しながら農地を守っていくんだというふうになっています。六次化とは何ですか。基山町はそこで何を作ろうというふうに計画をされているんですか。私は何かきれいごとで、六次化といえどトマトを作る。ライチもされたりとか、うちの近くではトマトをされたりとかしていますけれども、そういう発想でいたら、私は失敗するんじゃないかと。言いましたように、零細でやっている農家にそんな設備投資をするだけの余裕もなければ、技術的なものもないんですね。基山町はずっと今日まで基山町の米をブランド化して農業を守ってきたんですね。今後も私は減ったとしても、この基山町の米をブランド化して売り出していくというのが一番の農業の主体だろうというふうに私は思うんですけども、この辺、産業振興課長はどのようにお考えですか。

○副議長（大久保由美子君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

基山町の米であります。現在、140ヘクタールぐらいの作付がされております。その面積で換算しますと、町の人口が今1万7,000人ぐらいいらっしゃいますけれども、そういう中でいくと、本来でいえば自家消費できるぐらいの量しかございません。広く県外まで出せるような量ではないのが現状です。ただし、基山町の米は品質もいい、うまいということで、あちこちから引き合いがあっているのも現状であります。

一方、今回、六次化ということでゾーン分けもしているところでございますけれども、やはり駅を中心とした市街地と県道17号線のバイパスまでの間ぐらいが交通量も一定程度あり、利便性もあるということで、もし基山町内の農産物を加工したりする施設とか販売所あたり

ができれば、そういったところで六次化の可能性があるとということで、その可能性に期待をかけたゾーニングということでもしてございまして、六次化のエリアを全部米から野菜とか、いろんな加工施設に全部切り替えるという方向ではございません。そういう中で、そういった立地が進めばと。当然、そういった加工所とか販売所については、やっぱり道沿いのところにしかないと思いますので、そういうことを考えているところでございます。

ですので、基山町のブランド、米のブランド等も維持をしながらも、そういった可能な範囲、できるところから六次化の可能性があれば探っていきたいと思っているところであります。

すみません、1つ先ほどの質問の回答で修正があったので、ここでよろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）先ほど私が基山町内の面積のことについて申し上げましたが、先ほどののは水田の面積で、畑が入っておりませんでした。改めて農地面積について申し上げたいと思います。

町全体で約363ヘクタールが農地台帳上の面積になっております。そのうち長野については47ヘクタールという状況でございます。これが田畑合わせた面積でございます。先ほどのものは水田台帳のほうでしたので、申し訳ありませんが、修正申し上げます。

以上です。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

そうですね、多分、水田は318ヘクタールか、それぐらいだろうというふうに思っていました。実際今、遊休地も作っていない田んぼ等もありますから、実際に作っている田んぼは280ヘクタールか285ヘクタールか、それぐらいの面積になるのかなというふうに私は思っております。

これについては、今から先、何回も議論しなければならない問題だろうと思えます。六次化にしても、例えば、言うように農産物の販売所、加工所の問題にしても、具体的に何をどのように売っていくというふうなところまで計画しながら進めていかないと難しい問題がありますので、ぜひともお願いいたします。

時間の関係もありますので、次の質問に入らせていただきます。

職員定数とハラスメント防止対策についてです。

令和5年度の当初予算にも職員定数等は関係する部分でもありますので、1点だけここで確認したいのは、令和5年度の新規採用は何名になるんですか。採用予定だったけれども、実際に採用できた人は何名になりますか。——ちょっと見てもらう間に、それこそ広報等やホームページで職員採用予定何名とかいうのは出ますね。そして、一次試験合格者が何名、二次合格者が何名とか出ますね。ですから、令和5年度で新規予定が何人というのは分かると思いますけれども。

○副議長（大久保由美子君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

申し訳ございません、時間を取らせました。

今年度退職予定が4名でございましたので、当初は4名程度ということで募集をかけさせていただいたところでございます。ただ、中途の退職であったりとかがございましたので、最終的には令和4年度から令和5年度の人数としては9名、そのうち2名が1月1日で先行採用をしておりますので、4月採用としては7名という形になると思います。（285ページで訂正）

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

採用予定でしていたけれども、基山町に採用を辞退したという方はいらっしゃいませんか。

○副議長（大久保由美子君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

採用辞退については、一般職が1名、それから、保育士が1名の合わせて2名でございます。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

2名の方が採用通知といたしまししょうか、採用予定の合格通知が来ていたけれども、2名の方はよそに行きますよとって基山町の採用を辞退されたというふうな形になるんですね。

それこそ先ほどの説明でありましたように、臨時的任用職員、これは結局、正規職員の欠員分を補充するためにされている部分ですね。そうすると、正規職員の部分で4名が結局足りないから臨時的任用職員、妊娠とかいろんな形でされている方もいると思いますけれども、この4名という方はどのような形で採用するようになっているんですか。（発言する者あり）だから、採用辞退されたからその分ですとか。

○副議長（大久保由美子君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

1回目の回答で町長のほうが申されましたように、あくまでも正規職員の欠員分ということで、2名が先ほど申し上げました辞退分、それから、2名というのが、私どもが採用を決定した後に職員のほうから途中で退職をしたいという申出がございましたので、その2名、合わせて4名分が欠員という形で臨時的任用職員を採用させていただくということでございます。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

基山町はそんなに魅力のない職場かなと。せつかく採用、合格通知が来て、そして、それを辞退してほかに行ったというのは、私は結構深刻に考えるんですね。昔もそういう人はいらっしやったという形で、後補充するために補欠に番号をつけてというのもあったんですが、今は基山町はそれをしていませんから、こういうふうにしなければならないという部分だろうと思います。

あと、それ以外にも聞かなければならないことがあるんですけども、ハラスメントの防止対策について質問させていただきます。

昨日、末次議員が一般質問で、町長が考える役場職員像、どのように思われますかという質問に対して、管理職には部下に対して背中を見せてほしいと思います。基本、部下は褒めて育てていきたいと思っていますが、時には叱る勇気も必要だと思っていますというふうな回答でした。この時には叱る勇気が必要ですよというのは、町長はどのような形でこれをそのように思われているんですか。

○副議長（大久保由美子君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

間違っていることは間違っているとはっきり言うことだというふうに思います。今はそれがなかなか言えないんですね。みんな優しいので。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

それこそ怒ると叱るの違いですね。頭ごなしに怒るんじゃないなくて、町長が言うように、叱るというふうな言い方。しかし、この叱るという言い方は、時と場合によっては受け取る側からしたら叱るほうと叱られるほうと物すごく違うんですね。私も小学校、中学校、ずっと先生に叱られたりしたんですけれども、叱るときには、枕言葉は大きな声で叱るとなるんですね。小さい声で叱るとは言いません。小さい声で注意するというのが普通ですね。そうすると、その言葉の使い方一つによって、これがハラスメントになる可能性が出てくるんですね。

それともう一つは、叱るときに大勢の前で叱ると、例えば、個別に2人だけで話すときの叱り方によっても違う。町長は指導的な立場で叱るというふうに言われていますけれども、今日、皆様のお手元に実は佐賀新聞の記事を配らせていただきました。これは佐賀新聞の許可も取って、投稿であったんです。これは2月10日に「ハラスメントを受けているあなたへ」と。この中で、私に何か言うことがあるだろうと、この一言が物すごく心に傷を負っていく。そして、だんだんと自分が自分を追い詰めていくようになり、最終的には職場を辞めなければならなくなるんですね。被害者の方が職場を辞めていかなければならなくなるんですね。ですから、上に立つ人が下に立つ人に対して、言葉の使い方一つによって、それがハラスメントとして、パワハラとして、受け取る側は職場におりづらくなっていくというのがあるんですね。そこを私たちはもう少し理解しなければならないんじゃないのかなというふうに思います。

そこで、先ほど答弁で、それこそ相談窓口を置いていますと。この相談窓口で相談員4名は全員が役場の職員ですか。外部の方にこの相談員になってもらおうというふうな発想はなかったんですか。

○副議長（大久保由美子君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

先ほどの4名につきましては、内部の職員でございます。給与係の係長、それから、文書法令係の係長、それから、教育学習課の教育総務係長、それから、健康増進係長となっておりますところでございます。

そういった中で、第三者の相談先として、佐賀県に事務委託をいたしております公平委員会、こちらのほうの御利用ができるようになっておりますので、そういった部分の周知をさせていただくことで、ある意味、職員だけではなくて、外部的なところも御紹介できるということで、現在のところは第三者の方に委員に入っていただくということは考えていないところでございます。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

今、民間もこのパワハラ、セクハラを含めてハラスメント対策は物すごく進んでいるんですね。逆に言えば、社会的な責任としてのこの対策を企業がしておらないと、やっぱり社会から批判されるぐらい強いんですね。ところが、私はこういう公共的な役場にしても、大変緩いと思っています。例えば、基山町は先ほど定数157人、会計年度も入れれば三百何十人になるんですけれども、やっぱり狭い空間の中で、自分はパワハラを受けたという職員が、きちっとそれは守秘義務がありますから、守るというふうのはあるんですけれども、なかなか私は言いづらい面があるんじゃないのかなと。これが物すごく難しいんですね。先ほど言ったように、被害者の方が最終的に職場を辞めていかなければならなくなる。だから、逆に言えばこれをきちっと訴えられる環境というのをまずつくっていかねばならないと。確かに民間団体、または佐賀県のほう、いろんなところにもあるかもしれませんが、例えば、役場内に専門弁護士も当然いらっしゃると思いますけれども、何かのときにはその専門弁護士にきちっと相談をするような窓口を私はつくっておいたほうが良いと思いますけれども、例えば、そういうふうな専門弁護士等に頼もうと思って、それはできますか。

○副議長（大久保由美子君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

現在のところ先ほど申し上げたような対応をさせていただいておりますので、特に考えていないということで、今後、そういったことについては他団体の状況なども研究させていただきながら勉強させていただければと思います。

それから、先ほど新規採用職員分を9名と申し上げておりましたけれども、2名の辞退分を含めておりましたので、7名でございましたので、訂正をお願いいたします。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

私もこのパワハラ相談を1回受けたことがあるんですけども、なかなか難しい。被害者の守秘義務、守らなければならない。そして、外部に名前が漏れないようにしなければならない。いろんなことがあるし、本当にセクハラやパワハラがあったのかという事実関係も調査しなければならない。そして、それをどのようにして公表していけばいいのかという問題。難しいんですね。ですから……（「役場じゃないですよ。役場の中の相談ではないですよ」と呼ぶ者あり）いや、私が言っているのはほかです。役場で相談が……（発言する者あり）いやいや、最初に私は言いました。役場でセクハラ、パワハラ、ハラスメントがあるという事実は、私は一切そういうのは聞いていないというのを前段言いましたから、今のは全然関係ないところです。民間からも私は相談を受けたことも実はあるんですけども、そういう部分です。

ですから、まず、ハラスメントが起きない環境。起きてからの対策じゃなくて、ハラスメントが起きないような基山町の役場環境をどのようにつくっていったらいいのかというところで、私もいろいろどういう方法があるのかなと思って考えていたんですけども、一番実効性があるのが、条例をつくるというのが一番実効性があるのかなというふうなことも思いました。例えば、議会もセクハラ、パワハラ、こういう問題があったらいけませんから、議会もつくらなければならない。そして、それこそ町もつくらなければならない。一緒に勉強してつくっていくと。例えば、1つの例として、基山町から男女議員4名を選出して、そして、役場のほうから男女4名、それも管理職じゃなくて中堅とか若い方、そういう方から男女4名選出させていただいて、8名の方で、まず、ハラスメントとはどういうものかから含めて、どのようにすればこの基山町の中から、役場の中から、議会の中からハラスメントが出ないようにするのか、そういう勉強会もして、そして、それを最終的には条例にまとめて、

当然、町民の方にも意見を聞く中で、それを議会も執行部も一緒になって制定していくという方法が、勉強する中で初めて、ああ、こういうのもハラスメントになるのか、こういうのも対象になるのかということも含めて、勉強する中で一緒にできたらどうかなというふうに思いますけれども、町長はこの考えはどうでしょうか。

○副議長（大久保由美子君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

初めての提案でございますので、まだ全く理解できておりませんが、ハラスメントがよくないことはよく分かっております。そして、基山町の役場の中でハラスメントが起きないように――起きないことはないんですね。必ず起きるので、それをなるべく早く察知して、繰り返しにならないようにするということが大事だと思いますので、そういうときにはすぐ人事異動とかで対応しているのが今の現状でございます。

とにかく、ハラスメントは、ハラスメントする側はハラスメントとして感じていない場合もありますので、ぜひみんなで自分のこととして考えていただくように、今から少しでも職員に、そして、皆さんにお話ししていきたいと思っておりますし、私自身も強く言うときは多々ありますので、そういったことも含めてきちんと対応していきたいというふうに思っているところでございます。

○副議長（大久保由美子君）

重松議員。

○13番（重松一徳君）

実はこれは実際、全国ではこういう方法でハラスメント防止対策に関する条例を制定した市町もあるんですね。ですから、そこも参考にしながら、新たな議会構成にもなりますので、ぜひともその中でもまた検討していただきたいと思っております。

そして、私から課長にお願いします。叱らないでください。やっぱり叱るというふうな上からの目線、これは私は基山町の役場の中にとってもいい意味で何もないと。悪いことしか残らない。注意はしなければなりません。指導はしなければなりません。しかし、やっぱり叱るとなれば、受ける方にとってはこれはハラスメントになってくるのかなと思います。

基山町が本当に住みよい町ランキングで1位になったとあります。私は心の幸福、それこそ、ここを基山町はナンバーワンを目指していくべきではないのかなというのも思っており

ます。

ぜひとも一緒に過ごしやすいといいたまいますか、そういう基山町を目指して行ってほしいというのを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○副議長（大久保由美子君）

以上で重松一徳議員の一般質問を終わります。

議長の発言が終わりましたので、会議規則第52条の規定により議長と代わります。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（重松一徳君）

ここで午後1時まで休憩します。

～午前11時59分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、大久保由美子議員の一般質問を行います。大久保由美子議員。

○4番（大久保由美子君）（登壇）

皆様こんにちは。傍聴にお越しの皆様には本日はお天気もよく、何かとお忙しい中に、いつもありがとうございます。最後までどうぞよろしく願いいたします。

令和2年1月頃に世界中で感染拡大した新型コロナウイルス感染症は、不安の中、国内ではマスクを着用しての社会生活が始まり、早くも4年目を迎えました。しかし、3月13日以降からはマスク着用が個人の主体的な判断となり、外すことも可能となります。これまでの3年間は不便なこともありながら、慣れるとそれが普通になっていたこの頃です。

また、今年は統一地方選挙を迎え、基山町議会議員選挙が4月23日に行われます。これまで2期8年間、町民の皆様からの負託を受けて、合議制の議会で議員同士が様々な視点から審議を行い、町民福祉の向上に取り組んでまいりました。そこで、3月議会は改選前の最後の定例会となり、また、一般質問となります。

それでは、通告に従い1回目の一般質問を行います。今回の質問事項は3項目です。

質問事項1、基山中学校の校則見直しについて質問します。

質問の要旨として、昨年、基山中学校に通う生徒の保護者からツーブロックの頭髮に関する相談を受けました。ツーブロックカットとは、おかつぱ頭の下半分をバリカンで刈り上げ、

上半分はそのまま残し、段差ができるヘアスタイルで、若い世代ではやっています。そこで、教育学習課や基山中学校に尋ねましたが、結論は現在改善の考えはないということでした。

しかし、福岡市は市立の全中学校69校で令和5年4月から下着を白色など単色指定やツーブロック、ポニーテールの禁止等、特に合理的説明ができない5項目の校則を撤廃する旨を福岡市教育委員会と中学校校長会が共同で公表しました。また、2021年に文科省は、校則は必要かつ合理的な範囲とし、社会常識や時代に合わせた校則を積極的に見直すよう全国の教育委員会に通知をしています。

そこで、基山中学校の校則見直しについて質問します。

具体的な質問として、(1)校則についての見解をお示してください。

(2)頭髪をはじめ、校則について生徒や保護者からの相談状況はどうか。

(3)生徒や保護者、職員間での定期的な校則見直しに向けた検討を行っているのか。

(4)今後、校則見直しに向けた校則検討委員会の発足をお尋ねします。

次に、質問事項2については、保育所等利用申込みに必要な就労証明書の見直しをについてです。

質問の要旨として、保護者の子どもを町内の保育所等に通わせるには、こども課に利用申込書の提出と保護者並びに65歳未満の同居家族に就労者がいる場合は、事業所、勤務先から就労証明書の添付が必要です。子どもの養育は基本、保護者、父母にあると考えます。

そこで、本町の就労証明書の提出見直しについて質問します。

具体的な質問として、(1)保育園等の利用申込書の提出方法をお示してください。

(2)現状の就労証明書添付についての見解をお示してください。

(3)利用申込書に必要な就労証明書提出は保護者のみとする早急な見直しをできないか。

最後に、質問事項3、SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の本町の取組について質問します。

質問要旨として、2024年、令和6年、佐賀県で開催される第78回国民スポーツ大会は、国民体育大会の名称から国民スポーツ大会、国スポに変わる最初の本大会となります。

県内20市町で正式競技が開催され、本町は卓球競技が行われます。開催まで2年を切り、着々と大会に向けて競技会場整備等が進められていますが、それだけにとどまらず、競技を円滑に進行するためのスタッフやボランティア、一般町民の関わりなど、今後の取組について質問します。

具体的な質問として、(1)競技会場や会場周辺、道路等のこれまでの整備進捗状況はどうか。

(2)令和5年度以降の競技会場等の整備計画はどうなっているのか。

(3)国民スポ・全障スポの競技運営に関わるスタッフやボランティア等の確保と支援の課題は何か。

(4)佐賀県並びに本町のPRやおもてなしの考えと取組をお示してください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

大久保由美子議員の一般質問に答弁させていただきます。

1の基山中学校の校則の見直しについてを柴田教育長のほうから、私のほうからそれ以後の2と3を答弁させていただきます。

まず、2、保育所等利用申込書に必要な就労証明書の見直しを、(1)保育園等の利用申込書の提出方法を示せということですが、保育園等の特定教育・保育施設を利用するためには、まず、施設利用のための認定を受ける必要があります。認定区分は1号認定から3号認定まで区分があり、子どもの年齢や利用したい施設、また、保護者の就労等の状況によって分かれています。

その中で、保育の利用に必要な2号、3号の認定を受けるためには、基山町内に住所があり、集団保育が可能な生後6か月以上就学前までの子どもで、同居している65歳未満の全ての方が就労や疾病等の理由で家庭で保育ができないことを要件としているところでございます。

そのため、利用申込書の提出方法については、教育・保育給付認定申請書兼保育の利用申込書に必要事項を記入し、保育が必要なことを証明する書類、児童の健康状態調査票、保育料を決定するための書類を併せて、窓口への持参、または郵送で、書面による提出をいただいているところでございます。

(2)現状の就労証明書添付についての見解を示せということですが、保護者が就労していることを理由に保育の利用認定を行う場合は、保護者の就労している期間が保育認定の有効期間となります。また、保育の必要量として保護者の就労時間によって保育標準時

間利用と保育短時間利用とに区分されますので、就労証明書は保育の認定を行うために重要な書類でございます。

(3)利用申込書に必要な就労証明書の提出を保護者のみとする早急な見直しをということですが、保育の利用認定に必要な就労証明書等の添付書類は、これまで子どもと同居している兄弟も含めた65歳未満の全ての方の提出を求めておりましたが、今後は子どもの父母と、そして、同居している65歳未満の祖父母のみから提出していただくよう、今度の4月1日受付分から見直すこととしているところでございます。

65歳未満の祖父母はやはり提出していただきたいなと思っているところでございます。なかなか65歳未満の人は少ないと思いますので。

3、SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会における本町の取組について、(1)で競技会場や会場周辺、道路等のこれまでの整備進捗状況はということですが、SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の競技会場となっている基山町総合体育館と基山町民会館について、各種の整備を行ったところでございます。武道場を含む総合体育館では、平成29年度に体育館の外壁と屋根の改修、ロビーとホールのLED化、令和元年度に武道場の外壁、屋根の改修、アリーナの天井改修、そして、照明のLED化、令和2年度に武道場の天井改修と照明のLED化、さらに、受変電設備とエレベーターの更新、令和3年度に空調設備の更新、そして、避難通路の設置、さらに、トイレの洋式化工事、令和4年度にアリーナの床研磨と窓遮光工事を実施したところでございます。

また、町民会館では、令和3年度にトイレの洋式化工事、令和4年度に手すり取付工事を実施し、大会に向けての整備を進めてまいったところでございます。

周辺道路については、令和2年度に総合体育館へ接する町道向平原・城戸線の歩道段差の解消を行い、県事業で県道基山公園線の歩道の誘導ブロックの設置を行ったところでございます。

(2)令和5年度以降の競技会場等の整備計画はということですが、競技会場につきましては令和4年度までに整備完了しておりますが、練習会場になる若基小学校体育館の照明修繕と総合体育館前のインターロッキングの修繕を令和5年度に計画しているところでございます。

また、周辺道路につきましては、県道と向平原・城戸線の交差点の歩道部に車止めブロックの修繕を令和5年に計画しているところでございます。

(3) 国スポ・全障スポの競技運営に関わるスタッフやボランティア等の確保と支援の課題はということですが、競技運営に関わるスタッフやボランティア等の確保のために、学校関係では今年度佐賀県と連携し、鳥栖・三養基地区の高校を訪問し、参加依頼を行いました。卓球部の学生やボランティアに関心のある生徒を中心に確保していきたいと考えております。また、鳥栖・三養基地区の生徒以外に県内で卓球部に所属している中高生やその保護者についても募集していきたいというふうに考えているところでございます。

基山の町民の皆さんや町内団体関係では、商工会、町内企業、体育協会、文化協会等の関係団体やラージボール卓球やスロージョギング等の軽スポーツを楽しんである団体、個人に対して、これからボランティアとしての募集をしていきたいというふうに考えております。

(4) 佐賀県並びに本町のPRやおもてなしの考えと取組はということですが、佐賀県並びに本町のPRについては、ホームページや案内所設置により実施してまいります。おもてなしについては、競技会場に休憩所を設置し、無料ドリンクコーナーや特産品紹介や販売コーナー、飲食提供コーナーを設置し、実施してまいりたいと思います。これに限らず、できる様々なおもてなしをこれから考えていきたいというふうに思っております。

以上で私のほうの1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）（登壇）

それでは、私から大久保由美子議員の1、基山中学校の校則見直しについてお答えいたします。

まず、(1)校則についての見解を示せということについてですが、学校で教育の目的を達成していくために、また、集団で規律ある学校生活を送る上で、学校での決まり、つまり校則は必要なものだと考えます。ただ、その内容については、一人一人の生徒が納得し、自主的に守ることができるものであることが重要です。教員が一方的に規則をつくり、それを守らせる指導になっていないかなど、校則の内容に社会情勢等に合わないものがないかなど、注意を払う必要があると考えております。

次に、(2)頭髪をはじめ、校則について生徒や保護者からの相談状況はという御質問についてです。

今年度、男子の頭髪の校則に関する相談が中学校に1件ありました。服装や髪形について

は、近隣の市町の状況だけでなく、特に子どもたちが進学していく高校の校則等も参考として決定しているため、そのことを保護者の方に説明し、理解していただいているということで学校から報告を受けております。

次に、(3)生徒や保護者、職員間で定期的に校則見直しに向けた検討を行っているのかについてですけれども、現在、校内の生徒指導担当の職員を中心に校則を3月までに検討し、4月の職員会議で決定をしております。社会情勢や生徒に毎週実施している週末アンケートや保護者の学校評価アンケート等の意見を参考にして、見直しを毎年行っております。

基山中学校では、ここ数年で通学用の靴、靴下の色、下着の色などの規定があった分について見直しを行ってきております。今後も社会の変化に合わせて、生徒の声を聞いたりして見直しを行っていきます。

最後に、(4)今後、校則見直しに向けた校則検討委員会の発足をということについてですけれども、基山中学校の校則について、学校内でこれまでも社会の変化に応じて見直しをしてきていることから、校則検討委員会を立ち上げることは現在のところ考えておりません。しかしながら、今回の生徒指導提要の改訂で、校則は最終的には校長により適切に判断される事柄だが、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましい、見直しに当たっては、児童会・生徒会や保護者会といった場において、校則について確認したり議論したりする機会を設けることが求められるとあることから、このような観点から、校則について生徒や保護者の意見に耳を傾けるとともに、PTAの会議、学校運営委員会で意見を聞くなど、校内だけでなく外部の声も聞きながら見直しを行っていくことを学校にきちんと指導していきたいというふうに考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

御丁寧な答弁をいただき、ありがとうございました。

これより一問一答により質問いたします。

まず、質問事項1、基山中学校の校則見直しについて質問いたします。

(1)校則についての見解をお示しくださいということで、まずは校則を制定する権限は学校運営の責任者である校長にあるとされております。しかし、福岡市立中学校の校則見直し

については、福岡市教育委員会と市立中学校校長会で校則検討協議会を設置して、関係代表者と協議を重ねて市教育委員会と中学校校長会が共同で公表されております。

そこで、校長経験のある教育長へ質問させていただきます。

先ほども申しましたように、校則については校長が制定するとあります。しかし、行き過ぎた校則、いわゆるブラック校則を見直す動きが上がっております。そこで目にしたのが、福岡市立中学校によるツーブロック禁止やポニーテール禁止などの5項目の撤廃です。質問の要旨でも申し上げましたように、今回の見直しで市立中学校校長会と福岡市の教育委員会は市内69校全てで合理的説明ができない校則をなくすことができるともいわれております。

そこで、福岡市教育委員会のこの取組に教育長はどのような感想をお持ちでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

今回、福岡市のほうで見直しをされたということですがけれども、校長の権限であるところを校長会並びに福岡市教育委員会が一緒になって共同で考えたというところは、やはりそこは大事なところではないかと思っております。というのも、やはり学校によって校則がばらばらでは、同じ中学生、例えば、鳥栖・基山地区でもそうですけれども、隣のちょっと離れた田代中学校ではこうしているというところについては、非常に生徒間の情報も子どもたちもいろいろやっていますので、納得がいかないところも出てくるかと思えます。

そういったところで、この鳥栖・基山地区でも、基山町でも小中の校長会で校則の見直しについて必要なところはないのかということで、ここ数年でやってきているような肌着の色であるとか、靴の色であるとか、靴下の色であるとか、そういったところについては白一色ではなくて自由でいいのではないかということで見直しを行ってきているところです。そういったところで、校長単独で決めるのではなくて、やはり近隣の校長会であるとか、鳥栖・基山についても、鳥栖市教委ともいろいろそういったことについては連絡を取っておりますので、東部地区の教育長会であるとか、見直すべきところはどこなのかということについては、お互いに情報交換を行いながら見直しについてアンテナを高くして、ブラック校則がないかということについては十分気をつけるようにしております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

校則についての取扱い等に対しても、鳥栖・基山地区、または東部地区で校長会というところでも審議していただいているということがよく分かりました。

(2)の頭髪をはじめ、校則について生徒や保護者からの相談状況はというところで、答弁では男子の頭髪の校則に関する相談があり、特に、子どもたちが進学していく高校の校則等も参考に決定していると相談者に説明され、納得していただいたというふうに言われましたけど、ということは、高校がツーブロックの頭髪を禁止しているから、中学校で許可をすれば何か進学等に影響があるというふうに判断してよろしいのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

進学に影響があるかどうかというところについては、高校側の判断ですので何とも言えませんが、やはり近隣の県立高校なりをたくさん受験する子がいますので、その高校の校則に違反した形での頭髪で行くと、やはりいい印象は持たれないのではないかとということで、高校の校則も参考にしながら、今、中学校での頭髪についてはツーブロックについては禁止としている状況でございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

子どもたちの校則についての座談会の件を目にしたときに、中学校でそういう校則が許可されても、それは中学校のことであって、高校に行くときには、やはり子どもたちは自分たちの意思できちんと髪型も変えたりやっっていくよというふうな子どもたちの自主性、そういうところも先生たちは認めてほしいというような掲載もございました。

次に、保護者からの相談を受けて、基山中学校にも行きました。校長先生は校則の現状の見直し等には、やはり相談内容にもよりますが、簡単には変わらないなということを感じました。そこで、何か身近なところで見直しや情報があればと思っていたときに、たまたま福岡市立中学校の5項目の校則見直しがされたということで、これは去年の秋に相談を受けた件なんですけど、今回、3月議会で質問をさせていただきました。

その校則の見直しのきっかけは、福岡市内の中学校では令和2年頃に制服の新標準服導入

を行ったことや最近のブラック校則というような世論の高まりもあるので、社会の変化に適応し、生徒の人権を尊重したよりよい校則の見直しへとつながったわけです。

3年前の令和2年3月議会に私も気候変動や学校を取り巻く社会環境の変化、それから、多様性の尊重、性的マイノリティーへの対応などを配慮した基山中学校の制服見直しについて一般質問を行いました。教育委員会や学校関係による制服見直しの検討がされて、令和5年、今年4月から新制服導入が始まります。そこで、基山中学校の校則では現在、制服については、①男子制服は、細かくあります。②女子制服は、またそこに細かくあります。ですが、新年度からは新しい制服に変わりましたので、校則の制服のところの記載がどうなるかをまずお尋ねしたいと思います。

それと、こうやって福岡市は制服を変えることで、合理的な説明ができない校則にまで踏み出して校則検討協議会を設置するなどして前向きな動きをなさいましたので、この機会を捉えて基山中学校も検討ができないか、この2点をお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

まず、校則の見直しについて2点目のほうから先にお答えしたいと思いますけれども、佐賀県のほうでも令和2年3月17日にやっぱり県教委から校則の見直しについてということで文書が出ておまして、先ほど言われたような人権に配慮したものになっているとか、社会通念上合理的と見られるものになっているかということで、細かなところまで見直しをしましょうという文書が出ております。そういったところで、今見直しをしてくれているという状況です。

制服については、もう一つ、それとは別にLGBT等への配慮というところでまた変わってきているんですけども、多くの学校で今度の4月、令和5年度から、基山中だけではなくて、近隣の県立中学校並びに鳥栖市内の中学校、三神地区の中学校あたりもブレザータイプに変わるということになっております。

今回、校則の見直しというところで、制服が変わりますので、当然、校則の内容も変わってきているんですけども、確かに先ほどおっしゃったように、これまでの校則については男子の制服は夏は開襟シャツで、冬は上下の制服となっていましたけど、今回は令和5年度の案を今いただいたんですけど、男女別には書かれておらずに、新入生は新制服を着用する

ということと、男女のところは特に記述がなくて、これまで男子はズボンにネクタイ、女子はスカートにリボンといったようなことを、今までのあれだったらそうなるんですけど、そういった記述はしないということで、男女別の記述はせずに、ある意味、男子がスカートを履いてもいいし、女子がズボンを履くことも全く問題ないということで、制服に関する男女別の記述はなくなるということで聞いております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

じゃ、(3)のほうの質問をします。

見直しを毎年行っているという答弁を(3)ではいただきました。今回の保護者の相談は、ツブロック頭髮の許可でございました。しかし、進学する高校の校則にツブロックが認められないことから、見直しができないというような判断も学校のほうでは大きいような答弁でございます。ですけど、福岡市のほうの高校も、確かに佐賀県のほうはなかなかツブロックとかポニーテールが高校のほうでは許可されていないようなんですけど、やはり福岡県のほうは進んでいますよね。県立高校の93校のうちほぼ7割、8割近くはツブロックとかポニーテール、そういうところの許可が出ているんですね。だから、確かに福岡市の中学校もそれに合わせたようにして見直しもあったんじゃないかなというのは背景的には感じます。

ですけど、相談者の方は佐賀県の教育委員会にも御相談されたみたいで、そうすると、佐賀県の教育委員会のほうは、いや、高校と中学校は別組織だから、中学校が校則を要するに見直していければ、それに別に問題はないというふうな答弁というか、そういう話があったということも相談者の方はおっしゃってございました。

なかなか簡単にはいかないというところも分かりますので、生徒指導提要进行を教育長が紹介されたように、児童会・生徒会や保護者会の場で話し合いを行い、早急な見直しや改善はできなくても、継続していくことが大事ではないでしょうか。

先ほど言いましたように、佐賀県と福岡県の校則への取組については教育長はどのように思われますか。福岡県のほうは県立高校でもそういう見直しがあっているわけですね。そこら辺はどのように思われますか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

確かに県立がそうだからといって、中学校が合わせる必要はないというところも十分分かります。私が県教委の職員でもそういったふうに答えるだろうなというのは思うところですが、このツブロックに関しては、絶対駄目というふうには今は校則でなっておりますが、やっぱり時代とともに変わっていくと思うんですよね。その辺の社会通念上、社会情勢を見て変えていくものですから、やっぱり生徒の意見、生徒会でどういうふうな意見なのか、やっぱりツブロックを取り入れるべきということになるのかもしれませんが、保護者会、PTAのほうでも意見を聞く必要があると思います。町民の方がツブロックの生徒がずっと行くのをどう思われるかというところもありますので、学校運営協議会あたりでも御意見を聞きたいなと思っております。

ですから、これに固執するわけではなくて、議員がおっしゃるように広く意見を聞きながら、今はこう言っているかもしれませんが、来年度の議会では、広く意見を聞いた結果、髪型については変わりましたという報告をするかもしれませんが、引き続き検討はしてまいりますというふうに考えております。ということでよろしいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

来年を楽しみにしております。

中学校において、集団での学校生活にある一定の決まり事は確かに必要であり、適切な指導を行う上で重要だと私も思っております。ただ、個人の違いや人権を認め合う、または多様性を尊重し合う誰もが生きやすい社会が今大変求められております。

そこで、児童生徒を指導する立場の教職員の方は個人の尊重や人権、多様性を認め合うなどの指導する立場から、職員同士の相互理解はどう図られているのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

確かに教職員が多様性を認め合うとか、その辺の温度差は先生方によって結構あるんじゃないかなと思います。ただ、そうやってばらばらで指導すると子どもたちも非常に困ってし

まいりますので、どの学校も週に1回は生徒指導打合せというのを行って、気になる状況であったり、例えば、マフラーはああいうのはいいんですかというところで職員同士話し合いを持って、そこは認め合おうとか、そこは危険性があるからNGにしようとか、そういった話し合いを行っておりますので、指導にぶれがないようにということで、先生方が話し合いの場を持っている状況でございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

ぜひ先生たちも共有をしていただいて、先生には先生の個人差もあるかもしれませんが、やはり子ども、児童生徒を教育するという立場では、先生、また、校長先生が同じ共有の下でこういう校則というか、そういうことも含めて、同時に共有していただいて指導していただきたいということを願っております。

次に、ちょっと長くなって申し訳ありませんけど、福岡市の5項目の具体的な見直しの一つは下着を白色に限るなどの単色指定、2つ目はツブブロックの禁止、3つ目はポニーテールの禁止、4つ目は男子は髪が耳にかからないようにといった頭髪に関する男女別の記載、それから5つ目に、先ほど言った女子はセーラー服を着用する、男子は学ランというんですか、そういうふうにする男女別の記載を全て撤廃した。これが5つの部分です。

この5項目の校則を基山中学校の校則に当てはめると、新しい制服導入は先ほど説明いただきましたので、記載が男女別というのがなくなってくるとは思いますが、残りの4項目は、表現の違いこそありますが、しっかりと基山中学校の校則の中にあります。例えば、頭髪は変わった髪型の違反として――違反ですよ。ほかの部分と比べ一部のみ刈り上げることや伸ばすこと、これが違反ですね。このことがツブブロックにつながっているんじゃないかと思えます。また、女子の髪の結び方については、1つ結び、または2つ結びにし、その位置は耳の上から下に結びなさいというように記載されています。この内容から、要するにポニーテールは後ろの上のほうにするもんだから、ポニーテールは完全に違反だなと分かります。その保護者のツブブロックの相談は決して行き過ぎた相談ではないと私は今回思っております。

福岡市教育委員会としては、自分たちでつくったルールを自分たちで守る主権者教育が一番大事ともいわれていることから、基山町教育委員会も特に合理的説明ができない校則や社

会の変化に適応したよりよい校則の見直しを再度中学校と連携して、引き続き、これは2回目の質問になるかもしれませんが、ぜひ教育委員会としても学校と連携していただきたいと思っておりますので、再度お尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

柴田教育長。

○教育長（柴田昌範君）

福岡市の場合は男女別の髪の毛の違いあたりも撤廃したというところで、いわゆる男子も肩まで伸ばしてもいいというふうな取り方ですよね。その辺について、思い切ってそこまで基山町で今できるかというところ、そこはやっぱり協議が必要だろうと思うんですけども、それと、今言われた女子のポニーテールが駄目なのかどうかというところあたりですね、その辺についてはやはり少し考える必要もあるかと思っておりますので、内容について、議会でもこういった議論があったということで、また校長会等でも議題にして、どこを見直していけるかということと、また、生徒にも広く意見を聞くように、当事者が一番大事ですので、子どもたちが納得のいくような形で校則を制定していければというふうに考えております。

問題提起として今後もこのことについては検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

では、質問じゃなくて、最後に、今回、保護者からの相談を受けて基山中学校へも相談に伺いましたが、私の力不足でということを感じておりました。今後、本町も地区計画や市街化区域内での宅地開発が続く中、交通の利便性がよい本町に町外からの転入も多く見られると思います。子育て世代への様々な補助制度と併せて、今の時代に求められるニーズや社会の変化にもしっかりと対応していく必要があります。また、福岡市の中学校での校則見直しには最終的に約2年間かかっております。時間もかかりますので、今後ぜひ前向きな見直しには教育委員会からも指導や御支援をいただき、次へ進みます。

質問事項2についてです。保育所等利用申込書に必要な就労証明書見直しについて質問いたします。

今回の質問は、令和5年4月から保護者が乳幼児を保育所へ入所させるに当たり、保育所

等利用申込書と一緒に、同居家族に就労する家族がいる場合は全員の就労証明書の提出を求められたことに、相談者がなぜ必要なのか、子どもの養育は保護者にあるので、両親のみの提出ではなぜ駄目なのかということ疑問に思われました。

そこで、相談を受けて、早速、県内市町へ保育所等利用申込みに必要な就労証明書について尋ねてみました。結果は、保護者のみの就労証明書の提出は、県内20市町の中で12市町がありました。保護者と65歳未満の祖父母のみの提出は1か所、上峰町だけです。最後に、基山町と同じ制度を求めているのは7市町あり、7市町のうち6市町はほぼ西部地区に集中して、東部地区では基山町のみでした。もちろん子ども課にも相談と見直しを提案しましたが、令和4年度での対応はかないませんでした。答弁で、令和5年度以降は見直しをしますとお聞きしましたので、町民の声が届いて本当によかったと思っております。

そこで、見直していただいたことには本当に感謝しておりますけど、担当課としてはその経緯、見直しの判断をされたのは何が——相談もしましたが、何を根拠に見直していただいたのかをお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

今回、保育の利用認定における申込書、認定申請書と保育の申込書について理由を示すための就労証明書の提出についてでしたけれども、今までは保育の認定の要件として、同居している65歳未満の全ての方が子どもを家で見れない、保育できないということが要件ということで、保護者というのは父母だけ、子どものお父さん、お母さんだけではなく、同居している成人の方全てが子どもを監督、教育し、保護する立場にあるということから、基山町では同居している全ての成人の方から就労証明書や疾病、病気の理由であるとか、理由の証明書をいただいております。

今回、こども課のほうにも住民の方からそのような御相談がありましたが、本年度におきましては既に全員からいただきますということで広く皆さんからいただいておりますので、今年度中の見直しは、すみません、大変申し訳ありませんが、できませんでしたけれども、次の年度、今度の4月1日の受付分からは、現に子どもを監護している保護者、現実的にその子どもを見ている、要するに現実的にはお父さんやお母さん、父母のみと、あと、65歳未満のおじい様、おばあ様がいらっしゃる場合には祖父母までというところで見直しをさせて

いただきたいと思いますと思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

いずれにしても、見直しをいただいたことには感謝しております。

もう一点、すみません、県内では保護者のみが12市町ありますということをお先ほど申し上げました。今回、見直しをいただいたのは、保護者と65歳未満の祖父母のみの就労証明書は必要ですということへの見直しでした。今回の見直しの中で保護者と65歳未満の祖父母の就労証明書の提出は求めるという理由に至った経緯は何でしょうか。

○議長（重松一徳君）

山本こども課長。

○こども課長（山本賢子君）

基山町ではこれまで全員に求めておりましたところを、これからは父母と65歳未満の祖父母ということに見直しをしたいと思っておりますが、そのことにつきましては、子どもと同居をされている祖父母様につきましては、現に子どもを監護する保護者というところに、やはり父母と同じように祖父母も当たるのではないかと。65歳未満という若いおじい様、おばあ様で、もしおうちにいらっしゃるといふことであれば子どもを保育していただきたいという思いもございまして、今回は家の中で誰も見るということができないという要件を確認するために、父母と祖父母までということをお願いしたいというふうを考えております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

いずれにしても、大きな一歩だったと思います。お一人の相談者の声が行政まで届いたことは本当によかったと私も思っております。ここでは見直しをしていただくということで、いろいろは申し上げるつもりはございません。

最後の質問です。

先ほど言いましたように、もし町民の方が疑問視されなければ、当然のように従来どおりの提出方法が今後も長きにわたって続く状況だったと思います。質問事項1と同じく、今後とも町民の小さな疑問や意見に寄り添っていただきたいと思っております。合理的説明ができない

ことや、これまでの慣例で続けられている制度や仕組みがまだまだあるのではないのでしょうか。行政が法令や規則等で決められた仕事をされることは当然ですが、社会の変化に適応した見直しも必要です。そこで、これまでも町民福祉の向上に多く改善を続けられてきたと思います。

最後に、熊本総務課長にお尋ねいたします。私の今からの質問が答弁していただくのに適切なかどうかは分かりませんが、よろしくをお願いします。

WEB町長室の意見やお答えを今ホームページによく掲載されておりますが、最近、大変多くなっているような感じもいたします。見直しができることは積極的に図られていると思いますが、質問というか、御意見によっては1足す1は2というようにはいかない、割り切れないこともあり、理解や協力を求める案件も多くあると感じております。

そこで、これまで窓口や電話等での町民の質問というか、疑問や意見等の声を行政はどのような理念を持って対応されてきたのか。また、今後、町民に寄り添う行政の在り方をどのように望まれているのかをお尋ねいたします。

○議長（重松一徳君）

熊本総務課長。

○総務課長（熊本弘樹君）

御指名でございますので、担当の部分を含めて、少し私の主観が入るのかもしれませんが、お答えをさせていただきたいと思います。

まずは、やはりこれまでも、今回の一般質問の中でも職員の考え方について少し町長が触られる場合もございましたけれども、やっぱり私どもは究極のサービス業というふうに思っておりますので、そういった意味では、法令を遵守するのは当然のことであって、その中で住民の方が求められることに対しては適切に対応していくことが必要だと思っております。そういった中で、WEB町長室等でいただいた御質問、御意見等についてすぐに対応できるものについては当然対応させていただいて、そのお答えをしているところでございます。一方、やはり時間をかけていろいろな条例などを変える必要がある分等については、内部で十分検討させていただいて、取組をさせていただくようにしております。特に、昨年度、令和3年度に取り組みましたような全国的に取組がありました押印廃止ですとか、そういった部分については、町内全体で1つの方針を決めて、実行する期限も決めて実施するようしております。基本、冒頭に申し上げましたように、まずは住民の方がどう考えてあるのか、

そういったところにどう我々が法令を遵守しながら対応していくのかというのを念頭に置きながら全ての業務に当たっておるところでございます。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

WEB町長室は全て私は目を通しています。全て答えをチェックしています。それで、住民ファーストになっていないものは叱っています。そこは叱っています。これは違うんじゃないかと、その考え方はおかしいんじゃないかということで。ただ、あまりにも——言い方がちょっと難しいですけど、これをやることは難しいよねみたいな要望もありますので、その辺りもどうやって答えるかというのをまた協議しながら、そういう工夫をしているところでございます。

それから、1点だけこども課長の弁護をさせていただくと、先ほどの件で、佐賀県はそうなんですけど、福岡県はまだほとんどの自治体全部、添付しなければいけないと。ここでいうと筑紫野市とか小郡市なんかは全部添付になっているので、佐賀県と福岡県の違いなんかもあり、我々は両方を見ながらやっていますので、今回はいいとこ取りして、ちょうどいい、上峰町がやっぱり上手にやっているよねみたいなことで、上峰町と同じ形で決着したというような、そんな感じでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私も質問事項の1と2を調べたときには、やはり町長がおっしゃるような佐賀県が進んでいるところと福岡県が進んでいるところがありました。ですけど、やっぱり私としては前に進めるためには、いいところ、変わっているところ、変わっていないところ、その辺を選択しながら質問をさせていただいたことが正直なところです。

そのWEB町長室も本当は亀山企画政策課長のところで担当されているんじゃないかなと思ったんですが、今回、長きにわたって熊本課長が立派な答弁をこれまでなさったので、立派な御答弁もいただけるものと思って、質問させていただきました。

最後に、今回、令和5年度からの就労証明書の見直しは、一人の保護者からの声が長年続けられた制度の見直しにつながりました。今後とも多様化する社会の中で職員の皆様には町

民の思いに寄り添い、見直しや改革を図っていただきたいと願って、最後の質問へと進みます。

質問事項3、SAGA2024国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の本町の取組についてお尋ねいたします。

これは冒頭の質問要旨でも触れましたが、1946年から国体の名称で慣れ親しまれた国民体育大会の名称が変わって、国民スポーツ大会となり、その中で、メインメッセージを「新しい大会へ。すべての人に、スポーツのチカラを。」というふうに掲げてあります。進捗状況をお尋ねすると、競技会場については平成29年から整備が始まり、令和4年度までにほぼ整備が完了したとの答弁でした。整備中は新型コロナウイルス感染症も広がる中で、国スポ・全障スポの競技会場整備に多くの事業が展開されたことが答弁でよく分かりました。

建設課と連携しての整備事業だと思いますが、担当課の井上まちづくり課長、まずはハード面の各種整備がほぼ完了したことによるどのような思いをお持ちでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

基山町におきましては、国民スポーツ大会、それから、障害者スポーツ大会と開催されるものでございます。それぞれ中央競技団体の視察を受けまして、御指摘いただいた分につきまして、補助事業等を活用しながら、順次整備をさせていただいたところでございます。

これまでの整備につきましては、新型コロナの影響もございましたけれども、利用者の皆様の御協力によりまして、ここまでのどり着けたというふうに思っております。令和5年度もあと少し整備をさせていただきますけれども、整備を整えまして、大会を成功に導いていきたいというふうに思っております。大変感謝しているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

突然ですが、古賀建設課長にもお尋ねいたします。

この競技会場の整備に向けて改修された総合体育館や武道場、避難通路、町民会館、そして、周辺道路の整備等、一通りの完了を終えましたけど、ほかにも大きな様々なハード的な道路関係、建設課のお仕事があった中で、今回、同じようにどのような思いをお持ちでしょ

うか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、今回の国民スポーツ大会で利用される場所につきましては、総合公園の中の屋内競技施設という位置づけで総合体育館というふうな形で整備をしております。そういう中で、国民スポーツ大会を契機に町内の運動もますます活発にできるように、今回改修等もされておりますので、やはりこれが一つのきっかけとして、これからこれ以上に公園利用を健康維持、あるいは憩いの場として使っていただけるように、今後も不足な部分についての整備、あるいは維持に対する修繕を行っていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

国スポ・全障スポ、本当に大変な事業だと思います。県にかかわらず、この小さな町ですということですね。ですけど、いろんな整備事業を見ましたら、最終的には費用もかかりますけど、町民の福祉に、スポーツ関係、それにすごく寄与している状況じゃないかなということも改めて感じました。新型コロナもあったので、新型コロナの臨交金を使ったところもございましょうし、県からの補助もいただいたりもあったと思いますけど、職員の中では大変な事業とは思いますが、町民からしたら、そうやって整備ができたということ、県からの補助も必要以上にもいただけたんじゃないかなという意味では、大変と思いつつも、よかったんじゃないかなというふうに私自身は思っております。

質問は変わりますが、井上課長にお尋ねします。

いよいよ来年に迫った国スポ・全障スポの卓球大会の受入れですけど、まだまだ多くの準備作業を多岐にわたり実施しなければなりません。ですけど、この大会を無事に開催するに当たり、一番最も重視されていることは何でしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

町長の御答弁のほうにもありましたけれども、まずは選手の皆さんがきちっと基山町の会

場で試合をやっただいて、その大会を成功に導くことだと思っております。それから、その後に御来場いただく皆様に対してのおもてなし、そういうものについて取り組んで、その後、大会が終わった後も町民の皆さんのスポーツの活性化というか、そういうものが進んでいくような形になればいいのではないかなというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

町長、私の質問に何かお答えしなくて大丈夫ですか。気になるなら、どうぞお願いします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

臨交金を使ったのはトイレの洋式化だけで、あとは何も使っていないという、それだけです。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

私もそうだと思います。トイレの改修にはですね。

次に行きます。

佐賀県の国スポ・全障スポに全国都道府県の各代表が参加されるというイメージは、卓球競技場がある基山町というよりも、佐賀県に来ているというイメージが強いと私は思っております。競技整備や進行とともに、おもてなしによる接待についても答弁をいただきましたが、国スポ・全障スポ開催の記念グッズ等の販売についての情報はありますか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

基山町独自でそういうものも商工会等、関係団体等で考えていきたいとは思っておりますが、全国の視察を見ていきますと、基山町の卓球大会みたいな形でお菓子箱とかを準備されているような事業者もいらっしゃいますので、そういうところも活用しながら、基山町に来たよというようなお土産等、そういうものもたくさん準備できたらいいんではないかと思っ

ています。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

実は約半世紀前なんですけど、私は和歌山県で行われた高校のインターハイに参加した経験があります。若いということもありますけど、今でも忘れないのは、競技会場があった場所、和歌山県のどこであったのか覚えていないんですけど、というより和歌山県で開催されたというイメージしか今残っていないんですね。それと、競技会場で和歌山インターハイの多くの記念グッズが売っていたんですね。だから、まだ十幾つのときでしたから、その記念品を買うのが楽しみで、後々の自分のお土産にしようとか買って買った思い出が今でも残っております。

今回、国スポとかになると年齢の幅が広いと思いますし、経験がないのでちょっとよく分かりにくいんですけども、基山町のおもてなしは十分大事なことでありますけど、町のPRだけではなく、佐賀県としてのPRも大事じゃないかなというふうに私は思っています。というのが、民間調査会社のブランド総合研究所は、2022年度版都道府県の魅力度ランキングを発表しましたよね。その際、大変残念なことに佐賀県は47位の最下位でした。その前は46位だったんですよね。ですので、2024年の佐賀県内で開催される国スポ等に来場される競技関係者へのおもてなしに誠意を尽くして、要するに基山町というのも大事ですけど、佐賀県だよというところでそのランキングを脱出していただくのもいいのじゃないかなと思います。

今は井上課長はそういうところまでの余裕はないと思いますけど、もし県とかと連携するというか、協議があるようであれば、そういうところもぜひ提案していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

井上まちづくり課長。

○まちづくり課長（井上信治君）

佐賀県と連携してやっている分につきましては、先ほど大久保議員が言われましたように、SAGA2024というロゴを使って、県全体が統一してPRを行っているところでございます。それに併せたのぼり旗の作成など今準備をしているところでございますので、来年度もそうい

うところも町内にお見せできるのではないかなと思っております。

それから、先進県を見てきますと、基山町で行われました2019年の高校総体でも取り組まれましたけれども、各県ののぼり旗を作りまして、それに応援メッセージを書いて会場に並べるといことが前回の栃木県鹿沼市の体育館でもありまして、それに選手たちが寄り添って写真を撮ったりする光景も見られましたので、そういうところはぜひうちの大会でもやりたいなというふうに思っております。（「佐賀県のお土産とか、佐賀県で作ったらどうか」と呼ぶ者あり）佐賀県のグッズとかですね、そこはちょっと今から検討してみたいと思います。

○議長（重松一徳君）

町長、答えますか。（「じゃ」と呼ぶ者あり）松田町長。

○町長（松田一也君）

御質問は佐賀県全体のお土産とかグッズとかを購入したり、もしくはもらえたりしたら、佐賀県のイメージアップになるんだらうということだと思いますので、それは県の会合があるときに私のほうからもきちっと伝えますし、井上課長のほうからもそういう会合があったら、こういうアイデアが基山町であったというふうなことで、そればかり人気があつて基山町のものが売れなかったらちょっと寂しいですけども、その辺をきちっとPRできるようにしたいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

最後に町長にお尋ねしたいことがありました。昨日の末次議員の国スポ等の質問の中で、大会を通して関わる参加者と一体感を目指したいというふうな答弁がありました。記念すべき新しい大会の国スポ・全障スポの開催地受入れに、残り約1年と七、八か月ですかね、本番の大会を控えて、首長としてどのような思いで臨まれているのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

ちょっと準備に手間取ってしまいましたので、なかなか広報活動ができていないので、まずは町民のほとんどの人たちが2024年、来年には国スポがあつて、それに少しでも関わりたいと

思っていただけの人には気持ちよく関わっていただけるような、そういう体制をつくっていくことが一番大事かなというふうに思っております。

そして、みんなで国スポを成し遂げたという結果ができれば、まさにそれが一体感につながるのではないかなというふうに思っておりますので、なるべく早くそういういろんなボランティアの募集とかを開始して、いろんなところで国民スポーツ大会をやるというのをアピールしていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（重松一徳君）

大久保議員。

○4番（大久保由美子君）

では終わりに、全国から競技に参加する選手の皆さんがスポーツ大会でこれまでの練習の成果をしっかりと発揮され、なおかつ楽しく大会に臨んでいただくために、まずは競技が安心・安全の中でしっかりスムーズに進行されるよう、今後も県や本町、それから、関係者の皆さんが一体となってサポートができる体制を図られ、大会の成功を願い、私の一般質問とします。

終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で大久保由美子議員の一般質問を終わります。

ここで14時20分まで休憩します。

～午後2時07分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

次に、松石健児議員の一般質問を行います。松石健児議員。

○3番（松石健児君）（登壇）

皆さんこんにちは。3番議員の松石健児です。まずもって傍聴の皆様には大変お忙しいところお越しいただきまして、ありがとうございます。

今日3月3日はひな祭り、桃の節句ということで、御存じのとおり、女の子の健やかな成長を願ってお祝いする日とされております。先ほど大久保議員が一般質問で、校則についてお話をされました。その中でLGBTの内容に触れて、今年の4月から中学新1年生は、男

性もスカート、女性もスラックス、パンツの選択ができるというようになってきております。5月5日の端午の節句は男の子を祝うような感じですがけれども、既にこどもの日となっております。この3月3日も女の子を祝うという形から、将来、子どもを祝う日になるのかなと思いつつ、先ほど一般質問を聞かせていただきました。

それはさておき、早速、私の一般質問を進めさせていただきます。今日は3つのことについて質問させていただきます。

まず、質問事項1、街路樹の維持管理について。

街路樹とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保、その他道路の管理上必要な施設として道路管理者が設置する道路の附属物の一種であるというふうに道路法第2条第2項に記されております。

植樹による様々な効果のほか、近年では周囲の気温上昇を抑えることでヒートアイランド現象を緩和し、二酸化炭素を吸収することで地球温暖化防止にも役立っております。

町内における街路樹、特に中心市街地や住宅地の一部においては魅力的な景観を保持している反面、高木等の成長も著しく、交通量が増加する中で視界の妨げとなったり、高齢化等により地域住民による落ち葉の清掃等が負担となるケースも散見しております。

今後の街路樹の植樹を含めた維持管理等を伺います。

(1)町道及び県道の街路樹の管理の所管は。

(2)町内の主な街路樹の品種と、植樹の際の選定方法は誰がどのような方法で決定するのでしょうか。

(3)町道及び県道の街路樹の剪定・除草時期及び回数の基準と、落葉時期の道路清掃車の使用基準があればお示しください。

(4)街路樹の剪定について、受託事業者は街路樹剪定士などの資格が必要でしょうか。

(5)街路樹の枝が伸びて歩道などの通行に支障が生じた場合、近隣住民の判断で一部を伐採することは可能でしょうか。

(6)街路樹の成長に伴い、根が歩道の縁石や舗装（インターロッキング等）を持ち上げる根上がりが発生した場合の対応は。

(7)交通安全上の観点から、中心市街地（駅前周辺）の県道及び町道基山駅前線や秋光・久保田線の一部をガードパイプにすることや植替えるかどうかの是非を町民に問うべきと考えるが御見解をお示しください。

(8) 落ち葉清掃や除草など、街路樹とその周辺の美化活動等が可能な街路樹サポーター制度等の導入を検討できないでしょうか。

質問事項2、一人暮らしの高齢者の福祉の充実について。

基山町の高齢化率は現在32%程度であり、約10年後がピークとなり、35%程度まで増大すると予想されている。特に問題視されるのが一人暮らしの高齢者世帯の増加で、20年後のピーク時には2,000世帯にも及ぶと予測されている。

このような高齢化の進展や一人暮らしの高齢者世帯の増大に対応するため、令和3年4月に福祉課にプラチナ社会政策室を新設されました。生活支援コーディネーター、集落支援員、地域包括支援センターのほか、健康増進課や社会福祉協議会、民生委員など、関係各課及び関係機関との連携を図り、ワンストップ対応に努められています。

現状の課題と、今後の対策についてお伺いいたします。

(1) 直近の統計で、在宅高齢者世帯数と一人暮らしの高齢者世帯数（うち、施設入所者世帯）をお示してください。

(2) 現在、高齢者訪問事業等を行っているが、現状の課題と今後の対策・方針について簡潔にお示してください。

次に、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の促進状況についてということで、皆さんもあまり聞き慣れない法律だと思われます。いろいろありますけれども、簡単に言いますと、例えば、視覚障がい者、聴覚障がい者の方が、「広報きやま」が発刊された際に、一般の方であればすぐ内容を読むことができます。視覚障がい者、聴覚障がい者の方はいろんな機種を使ったり、あるいは第三者からお話をしていただいたりということとで内容を把握することができます。例えば、その中で募集人員が先着30名、50名とかといった場合に、そういった方が情報が遅れたために行政サービスが取得できない、そういった格差が今後行われなようにということで、この推進法というものができました。そういうところを含めて内容を御理解いただければと思います。

質問の要旨ですが、全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用、円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用、意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生する社会の実現に資することを目的として、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、いわゆる障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月25日に公布、

施行されました。

基山町の現時点での考察と対応状況についてお伺いいたします。

(1)現状の課題と今後の対応策についてお示してください。

(2)視覚・聴覚障がい者に対する防災・防犯及び緊急の通報についての対処策は。

(3)来年2024年に開催される全国障害者スポーツ大会において、参加者にアンケート等の取組ができないでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。分かりやすい御答弁をよろしくお願いたします。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

松石健児議員の一般質問に答弁させていただきます。

まず、1で街路樹の維持管理について、(1)町道及び県道の街路樹の管理の所管はということでございますが、街路樹について、町内の道路のうち町道街路樹の管理は役場の建設課で行っており、県道街路樹の管理は佐賀県東部土木事務所で管理されていると、そういうこととなります。

(2)町内の主な街路樹の品種と、植樹の際の選定方法は誰がどのような方法で決定するのかと、そういう御質問でございますが、これはそれこそ、みんな勉強会するとき、誰が決めたんやっただけねみたいな話を、大分前の話なので、あまりはっきり分からなかったんですけどもですね。

それで、町内街路樹で主に植樹されている品種は、高木がケヤキの木、それから、低木がツツジと、そういうこととなります。街路樹の選定では、昭和50年代から道路整備で沿道景観確保のために、当時の道路改良事業である白坂久保田線など、庁内で検討して決定されているということでございます。当時、最終的に町長が決めたみたいな話は出てきましたけれども、定かではございません。

そのときの樹木の選定では、緑が美しく、落葉樹で四季の変化を感じられることや樹木が病気に強いこと、高木ではケヤキの木が多く植樹されているということとなります。また、低木では基山町の木でもあって、基山町の花でもありますツツジが、基山の町の木として選定されているということでございます。

(3)町道及び県道の街路樹の剪定・除草時期及び回数の基準と、落葉時期の道路清掃車の

使用基準があれば示せということでございますが、町道の街路樹管理では、基本として剪定が5月に1回、除草が5月と8月の2回を行っているところでございます。基本としてですね。

それから、道路清掃車の使用基準はありませんが、落ち葉の状況から適切なときに行うため、大体11月から12月に計画し、道路の落ち葉の状況を随時確認しながら道路清掃を行っているところでございます。

県道の街路樹管理では、低木の剪定が7月から8月頃に1回行い、中・高木については10月から12月にかけて1回行われているところでございます。除草については、剪定に合わせた時期に年2回行われております。また、道路清掃車による清掃は、7月、11月、2月の年3回行われているところでございます。

(4)街路樹の剪定について、受託事業者は街路樹の剪定士などの資格が必要かということでございますが、街路樹の剪定については、造園施工管理技士の資格を有している業者へ発注しておりますが、街路樹剪定士の資格の要件は求めておるわけではございません。町内にもその資格を持った方は幾つかの会社におられるというふうには聞いております。

(5)街路樹の枝が伸びて歩道などの通行に支障が生じた場合、近隣住民の判断で一部を伐採することは可能かと、この問いが非常に難しく、答え方が正直難しかったところでございます。いろいろ庁内でも議論した結果、基本、住民の判断で切ることはやめてくださいという答えにしております。街路樹の一部の伐採は町で行いますので、住民の皆さんは建設課に連絡をお願いしますと。基本、その日のうちに切るので、建設課でやらせてくださいというのがうちの意見でございます。

というのは、やっぱりいろいろ悪いことを考えると様々なケースが考えられるので、町のほうでやらせていただくという答えのほうがいいのではないかとということで、そう答えさせていただきます。

(6)街路樹の成長に伴い、根が歩道の縁石や舗装（インターロッキング等）を持ち上げる根上がりが発生した場合の対応はということでございますが、街路樹の根の成長が原因となる根上がりについては、町で道路の修繕費を予算計上し、歩道の段差解消として修繕を行っているところでございます。令和5年度は北部環状線、白坂久保田2号線、秋光・久保田線の根上がり修繕を予定しております。これは毎年少しずつ予算化してやっていっている、そういう状況でございます。

(7)交通安全上の観点から、中心市街地（駅前周辺）の県道及び町道基山駅前線や秋光・久保田線の一部をガードパイプにすることや植替えするかどうかの是非を町民に問うべきと考えるが見解はということなのですが、街路樹がある幹線道路は交通安全の観点から、見通しの確保として低木の剪定の高さを基本50センチメートルということで行っているところがございます。また、交差点などで見通しに支障を来している低木については、伐採して安全確保をしているところがございます。つい最近もそういうことをやっております。

交通安全の観点から見通しの悪い道路では、高木、低木を短く剪定することで対応したいというふうにと考えております。そしてまた、物によっては全部伐採してしまう、特に交差点ではそういう形で今対応させていただいているところがございます。

(8)落ち葉の清掃や除草など、街路樹とその周辺の美化活動等が可能な街路樹サポーター制度等の導入を検討できないかということがございますが、町では道路や公園等の公共施設の美化活動として、町民の皆さんに道路等の里親になっていただき、ボランティアで美化活動を行うアダプト・プログラムを実施しているところがございます。アダプト・プログラムの活動に際し、町では清掃道具の支給やボランティア保険への加入で、ボランティア活動を支援しているところがございます。

落ち葉清掃や除草もアダプト・プログラムの対象になりますので、周知に努め、アダプト・プログラムの参加者を増やしていきたいというふうに考えております。もちろん、アダプト・プログラムを幾つかのジャンル分けにして、多くは道路清掃なんですけど、その中の一つに街路樹のそういうものをジャンル分けするようなことはアイデアとしてあるんじゃないかというふうに考えているところがございます。

2、一人暮らしの高齢者の福祉の充実についてということで、(1)直近の統計で、在宅高齢者世帯数と一人暮らしの高齢者世帯数（うち、施設入所者世帯）を示せということがございますが、最新の令和5年1月末現在の高齢者のみの世帯、1人、2人、3人、とにかく高齢者のみの世帯が2,172世帯ございます。このうち、一人暮らしの高齢者世帯数は961世帯ございます。その中で施設入所者世帯は177世帯というふうな、そういう形になっております。

(2)現在、高齢者訪問事業等を行っているが、現状の課題と今後の対策・方針について簡潔に示せということがございます。

プラチナ社会政策室を設置した令和3年度は、新型コロナウイルスワクチンの接種事業をこのプラチナ社会政策室で最優先で行いましたので、必ずしも十分な活動ができていなかった

たんですが、今年度は高齢者福祉事業も並行して進めてきているところでございます。令和4年度はですね。

高齢者訪問事業については、訪問対象者に優先順位をつけて、プッシュ型訪問と相談を受け付けての訪問というふうな、そういう形になっております。

現状の課題と今後の対策・方針について、1点目は、高齢者訪問について、複数回訪問が必要な方や関係者からの情報提供による訪問のケースが増えてきており、高齢者のみの世帯を把握する動きを加速していく必要性を感じているところでございます。今後、関係者との連携強化に加え、自治会やプラチナ協議会、老人クラブ的な17区の集まりでございますが、プラチナ協議会との情報共有を図り、効率的な支援対象者の把握に努めていきたいというふうに思っております。やっぱり、特に支援しなきゃいけない人たちを詳しくリサーチできるような、そういう体制が1点目ということになります。

2点目は、今後、増加が予想される認知症の方々やその家族の支援についてです。まずは70歳、75歳の介護予防健診等により、早期に必要な対応へつなげる支援の体制構築が重要と考えています。また、認知症対策として、オレンジクラブ基山等地域で活躍している団体と連携し、安心して地域で暮らすネットワークを構築する必要があると考えているところでございます。簡単に言うと認知症対策ですね、2点目が。

3点目が、個別訪問で多かった相談として、将来的な移動手段や買物課題についてであります。

コミュニティバスが移動手段の選択肢になるよう、例えば、各区の高齢者等を対象にコミュニティバスの乗車体験ツアーを実施し、利用促進及び利用方法の周知に努めていきたいというふうに考えているところでございます。

3、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の促進状況についてということで、(1)現状の課題と今後の対応策について示せということでございますが、障がいのある方が情報の取得や円滑な意思疎通を図ることができるように、重度障害者等日常生活用具給付事業により人工喉頭器や、それから、拡大読書器、そして、活字文書読上げ装置、補聴器などの情報取得支援機器の給付を行っているところでございます。また、聴覚障がい者に対しては、庁舎で月2回の手話通訳者による意思疎通支援や町内イベントでの手話通訳の実施を行っているところでございます。ほとんど今、役場のイベントではこの手話通訳を併用させていただいているということになっております。

障がいのある方がそれぞれ必要な情報の取得ができるかどうか、また、どのような支援が必要かを把握し、支援機器の給付など福祉サービスの情報提供を行っていくことが重要であるというふうに考えております。

(2) 視覚・聴覚障がい者に対する防災・防犯及び緊急の通報についての対処策はということですが、町民に対しての災害時等の緊急情報伝達手段としては、防災行政無線、エリアメール、電話連絡システム、基山町ホームページ、テレビのdボタン、LINE、フェイスブック、広報車、サイレン等を活用して情報発信を行っているところでございます。

それ以外に、視覚・聴覚障がい者に対しての緊急情報伝達手段としては、職員や各地区の民生委員の協力により、直接電話連絡する対応も行っております。また、一人暮らしで緊急事態時に機敏に行動することが困難な方に対しては、緊急通報システム機器の設置を行っているところでございます。

(3) 来年2024年に開催される全国障害者スポーツ大会において、参加者にアンケート等の取組ができないかということですが、お答えとしては、全国障害者スポーツ大会は佐賀県と日本パラスポーツ協会が実施主体となっていますので、現在、実施主体のほうにアンケート調査が可能かどうか確認をしているところですが、そのためにはどういうアンケートなのかというのもきっちり提示しないと、多分答えは返ってこないというふうに思いますので、その辺りのところをこれから詰めていきたいなというふうに思っているところでございます。

以上で1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

それでは、これより2回目の質問に入らせていただきます。一問一答でよろしく願います。

まず、昨日、栗野議員も同じ街路樹の管理等について御質問されていますので、なるべく重複しないようにさせていただきたいと思えます。

それと、私も基本的に街路樹を形成していくまちづくりというのは、交通安全面、あるいは環境対策、防災・防犯という観点からも大切だと思いますし、基山町を訪れる観光客の方をはじめ、豊かな緑を見せるということは、まちづくりのイメージづくりとして非常に大切

だと思っておりますので、そこを否定するつもりは全くありませんので、あらかじめ御理解した上で御答弁いただければと思います。

まず、(1)については、基本的なところで確認の意味で質問させていただきました。

(2)の街路樹の品種と植樹の際の選定方法ですけど、おおむね御答弁いただいた内容で結構なんです、理解できたんですが、あと、総合公園に隣接する町道向平原・城戸線とか県道ですね、この辺は桜が植樹されていると思います。それと、昨日から懸案になっています塚原・長谷川線、現状のところはちょっと違う樹木が植樹されていると思いますし、グリーンパークとか長野の工業団地ですね、あの辺も少し違うと思いますけど、分かれば結構なんです、塚原・長谷川線の樹種が分かれば、ほかも分かれば教えていただけますか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

全ては分かりませんが、総合公園の周りの向平原・城戸線については桜の木が多いと。総合公園の中にも桜の木がソメイヨシノなり、今いろいろ何種類かございますが、そういうのが多目的グラウンドの周囲にされておりますので、そことの一連の部分でないかというのは考えております。

役場の前の公園前線、こちらにも桜の木が中に入っております。違う木も入っておりますけど、ちょっと申し訳ございません、その樹種については、現時点は資料をお持ちしておりません。

黒谷線とか、ああいったところについても、ケヤキの木とほかの木もございますし、年の森・正応寺線あたりが、11区の一番南側ですね、あの辺はたしかサルスベリとかそういった、結局、ケヤキではない木の、道路の街路樹として選定する場合は、どうしてもやはり土壌が選べないので、道路のところに必ず植える関係で、公園みたいに地質のいいところを選んで植えるわけにはいきませんので、土壌と適応できるようなものです。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

塚原・長谷川線の品種が分かれば、そこも教えてくださいということだったんです。なぜそれを選んだかという理由は結構です。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

すみません、塚原・長谷川線はちょっと資料をお持ちしておりません。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ありがとうございます。選定理由は先ほど御答弁いただいたんですけど、例えば県道ですね。基山町が選定されている樹種と違うものがされていますけど、例えば、これは基山町のほうからこういったものを植えてほしい、植え替えの際にはこういったものを植えてほしいというような要望というのは出せるんですか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

要望は可能だと思います。また多分、県のほうも植える段階には何らかの、こういうのを植えるというようなお話はあるのではないかと思います。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

次、(3)ですね。これも剪定内容については昨日、栗野議員が質問されましたので、1点だけ。

昨日、平野財政課長のほうから答弁があったんですけども、高木の剪定の回数は特に決めていないということでしたけれども、それでよろしいのか。また、決めていないということであれば、高木の剪定に関しての予算計上というのはどういう形でやられているんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

平野財政課長。

○財政課長（平野裕志君）

高木に関しましては、昨日も栗野議員の一般質問のときに申し上げましたけど、スポット

的な、随時的な対応をさせていただいております。毎年、ある一定の予算は組ませていただいて、その中で、その時点で必要に応じて実施させていただいているという状況がございます。例えば、当初持たせていただいている予算で不足が生じるけれども、翌年度での対応が可能な場合は翌年度に実施させていただきますし、交通安全上、急がないといけない場合には途中で補正予算をお願いしたり、そういった形で随時対応させていただいている状況です。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

分かりました。

(4)の街路樹剪定士については分かりました。

(5)街路樹の枝が伸びてというところ、これもある程度、回答書はこういうふうな回答が来るだろうなというのは予測していたんですけど、やはり安全面とか、そういうことを考えると、こういったことで町のほうで決めていただくほうがいいのかと思ひまして質問させていただきました。

(6)についてです。街路樹の成長に伴い、要は根上がりのところですがけれども、これも以前、私も秋光・久保田線の根上がりのことを申し上げていたことがあったんですけど、これも令和5年度に北部環状線と白坂・久保田2号線と併せて予算計上していただいているということで、ありがたいと思ひまして、これで(6)の質問は終わります。

(7)についてですけれども、これは一応質問を読み上げますと、交通安全上の観点から、中心市街地（駅前周辺）の県道及び町道基山駅前線や秋光・久保田線の一部を、ガードパイプにすることや植替えをするかどうかの是非を、町民に問うべきと考えるが見解はということだったんですけども、御答弁いただいた内容で大まかなところはいいと思うんですが、やはり以前、この秋光・久保田線の一部を私、交差点のところ、横断歩道のところに信号をつけられないかという質問をさせてもらったんですけども、以前から比べると、かなり交通量が増えております。御存じの方もたくさんいらっしゃると思ひますけれども、一般の交通車両だけじゃなくて、業務用の、牽引の大型車両が通ることはないんですけど、やはり大型トラックが通る場合もある。それと、もっと広い道路なら違うんでしょうけれども、やはり横断歩道が数か所しかありませんので、横断歩道じゃないところを渡ったりする場合があります。それと、自転車が歩道を走れるということで、自転車の方も配慮しているんでしょ

うけれども、歩行者がいなければ歩道を走って、歩行者がいると道路に出て走ってくる。それが入ったり出たり、入ったり出たりするんですよね。そういったことがあるので、安全面の対策を取らなくちゃいけないということも分かりますけれども、やはり街路樹が若干、場所によっては距離がかなり短くなっていて、間引きしたほうがよろしんじゃないかとかというところもありまして、その辺の対策を、私、冒頭申し上げたとおり、全部抜けばいいというような話ではないんですけれども、少しあの辺の安全対策をやらないと、今後問題が起きるんじゃないかなというふうにも思っております。

住民課の課長にも事故件数等を伺ったんですが、あんまり詳しく、事前通告をしておりませんでしたので、正確なデータを、答弁をもらうつもりはなかったんですが、対物的な事故は結構、私、見かけたりしているんですね、駅前も含めて。そういったものが増えてくると、やはり人身事故、大きな事故につながってくる可能性もありますので、その辺のことを考えて、その中で樹木の伐採をしなくちゃいけないということになると、少し町民の方に是非を問うという必要もあるんじゃないかなと思っております。

昨日、松田町長も、けやき台のときだったかもしれませんが、伐採するとき、事前に町民の方に告知するようなこともあった方がいいのかなと、考えてもいいのかなというようなこともおっしゃってましたので、できればそういった白坂・久保田2号線や秋光・久保田線の近隣の行政区と町長懇談会とかがあるときに、わざわざアンケートまで取らなくてもいいのかもしれませんが、町長懇談会などを活用して、樹木の安全面についてどういったお考えをお持ちかというようなことをヒアリングするというのもいいのかなと思っておりますけど、その辺は町長、御見解を。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

けやき台は実は区長を通じて全部説明した後、半年間ぐらいかな、これは切りますのでという紙を全部、切る木については貼り付けていたんですけれども、にもかかわらず、切った後はかなり苦情が来たのは事実なんですけどですね。だから、そういう意味で注意しなきゃいけないということは言ったかもしれませんが、勝手に切っていることは全くないということでございます。

今のお話で、そういうことであれば、今それに近いことをやっているのが交差点、特に保

育園とか小学生とかが待つ可能性がある交差点は全部街路樹を外して、いわゆる防護壁というか、白い車止めに切り替えていっているんで、そこら辺りは今後もそういういろんな意見を聞いて、ここは車止めのほうがいいんじゃないかという意見があれば、喜んでそういうふうにさせていただきたいなというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ぜひ秋光・久保田線周辺についての安全面、建設課と住民課のほうでもいま一度いろいろ調査等していただいて、安全面を確認していただければと思います。

それと、(8)の落ち葉清掃などの街路樹サポーター制度ですけど、これも御答弁いただいた内容で理解しておりますが、車の通りが多いところで、確かに高齢化が進んで、家の前の清掃とかも難しくはなっているんですけども、安全面とかという部分でもなかなか難しいところもあろうかと思っておりますので、ぜひ今後、その辺も踏まえて、少しそういったアダプト・プログラムの中での参加者を増やしていくようなことを考えていただければと思います。

それと、私が今、皆さんに配付させてもらっています資料1というのがあります。これが右下のほうに富田改さんという方、これは街路樹剪定の指導者という方が書かれた「街路樹はなぜ剪定が必要か？」ということを書かれていまして、左上のほうに、これは基山町に限らず、全国に広がる美しくない街路樹ということで、この左のページの下に、見えにくいんですけども、写真が3つ載っております。その写真の下に左上と左下という、左下のところですね、特性を感じさせない剪定（ケヤキ）、それと右ですけど、懐枝を全て切除し、枝先端を短く切られた姿（ケヤキ）ということで、後ほど右上の文章を読んでいただければと思うんですけども、右の上の文章のところの一番最後の行ですね、2行目からですけど、樹木の苦しみが景観の劣化につながっているというようなことを書かれてあります。

これは2年ほど前から樹木の伐採について、町民の方から、ああいう切り方でいいのかというようなお話も何人かから私も伺っておりました。予算的な問題もあって、なるべく短く切って長く枝が伸びないことを抑えているような対策なんだろうというようなことでも考えていたんですけど、それで私もこれが回答でいいのかどうか、ちょっと気になっていましたので、調べたらこういうようなことが書かれていまして、この写真の左のページの右側の写

真ですかね、これは40キロメートルという道路標識も出ていますので、多分、どこかの町道の街路樹なんじゃないかなと思いますけど、まさにこの右と左下のような形でケヤキの木が剪定されておるんじゃないかなというふうに思っております。

昨日、平野財政課長のほうでも言われましたけど、強剪定ということをやっておりますと言われていましたので、予算的なものもあるんでしょうけれども、こういった伐採がいいのかどうかというのは少し気になるんですけど、その辺でお考えがあれば御答弁をお願いします。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、高木のケヤキ、特に葉っぱが落ちますケヤキの木は、非常に私どもも議員おっしゃる美しいケヤキというのは存じておるんですが、ただその一方で、近隣の住民の皆さんからは、落ち葉が宅地側とか畑とかに入って、落ち葉自体が非常に迷惑なものになっているというのを伺います。

そういったこともありまして、剪定の折には、まずは落ち葉が道路に落ちて、それを町が清掃できるように、そういう形で葉張りが道路の中で収まるような切り方をしております。多分、ケヤキとしては葉張りはある程度大きく取って並木みたいにやれば美しいとは思いますが、一応そういった地域の方との要望なりの事情もありまして、こういう形を現在取らせていただいております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

私も剪定方法についてはにわか知識しか持っておりませんので、その剪定方法にああだこうだと言うつもりはないんですけど、この著者の方によると、あまり急なこぶを残したり、急な伐採をすると、違うところから枝が出てきたり、逆に栄養を取ろうとして枝の伸びが早くなるとかということを書いてあるんですよ。もう御存じなのかもしれませんが。そういったことを考えると、逆に通常のこういった美しいというか、ある程度技術的な剪定をしたほうが枝の伸びを抑えられてというようなことは考えられないですか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まだ剪定ですね、これからもやっていきますので、ちょっとその辺は専門家の、ずっと剪定等を依頼しているところとも協議をしてみたいと思います。今言われるように、もしそういった部分があれば、そこはちゃんと補正をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

併せて、昨日もケヤキの大きなものになると幹の直径が30センチメートルぐらいになって、かなり大きくなってきているものもあるというふうなことをおっしゃっていました。間引き等もそろそろしたほうが、秋光・久保田線の辺りはかなり距離が密集して植わっているようなところもありますので、そういったところは安全対策を取りつつ間引きしてもいいのかなと思います。

それと、先ほど塚原・長谷川線の樹木のことを伺ったんですけど、私、ちょこちょこあそこの道路も通りますが、あの樹木だと割と日陰もできて、細かい枝が伸びて顔に当たったりということがないので、ああいっただと成長も抑えられつつ、防犯とか、そういう安全面、環境面に対応できるような樹木じゃないのかなと思いますけれども、そういったものに少しずつ差し替えていくということはできないんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

まず、1つあるのは、古くから今の道路、50年代からありますので、けやき台、メイン通りはけやき通りと通称で呼ばれておりますように、やはりケヤキの木が一つのモニュメント的な道路の景観となっております。ですから、そのような部分がございますので、植え替えという、先ほど言われましたように、私も交通安全の関係で伐採はやっておりますので、当然、安全を優先すべきというふうな道路としての考え方がございますので、交差点なり、そういったところは基本的に視覚を優先して伐採していくような形になりますので、そういった形で若干間引きをしたような、そういう形は考えていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ちょっと言い忘れましたけど、秋光・久保田線ですね、ほとんどのケヤキ、黒い猫が写っている運送会社の辺りから団地のスーパーの辺りまで、電線にほとんど枝が当たっているぐらいの高さになっているんですね。あれは特に、最悪、台風災害とかのときに断線して停電等の起こる原因にもなろうかと思えますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

電線につきましては、道路側が占用といいまして、電線に使っていただいている部分がございますので、それは接近している、あるいは接近しそうな分は随時、電気の関係、九電とかですね、そういった管理者にお話をして、防護なり、あるいはそのまま電線付近の伐採なり、そういったものをやっていただいております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

いろいろ申し上げましたけど、その辺のことも心配しておりますので、今後の安全対策等、景観も含めて少し検討していただければなと思っております。

この項目の最後の質問ですけれども、今後、牛会・八ツ並線の整備を検討していくというお話をされております。あそこがどういう幅幅を行っていくのかというのは、まだ検討中というところもあるんでしょうけれども、仮に街路樹を設けるようなことがあれば、ああいうところ、団地も付近にありますし、町民の皆様はどういった街路樹がいいかというような選定をヒアリングしていただいたり、アンケートを取ったり、ゼロからじゃなくて、こういう4種類とか5種類の中からどうでしょうかというようなことも進めていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

古賀建設課長。

○建設課長（古賀 浩君）

現時点でございますが、一応街路樹は植えるところは考えておりません。というのは、理由として、あそこが交通量がやはり近年増加してまいって、周辺も住宅開発等の予定がありますので、そういう意味で小学生とか、歩道の中で自転車とかが乗れるように、車との接触が防止できるように歩道のほうを広げたいと、交通安全の観点で道路の改良をやっていきたいと思っておりますので、そうしますと、街路樹の幅を取る、周りにも宅地が建ち並んでおりますので、幅がなかなか取れないので、基本的には安全対策重視の近年の交通量に対応した道路改良というふうに今考えておまして、今後検討してまいりたいと思います。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

交通量でいえば秋光・久保田線のほうが十分多いと思いますので、安全対策をそういうふうにお考えであれば、秋光・久保田線もぜひ御考慮いただければと思います。

次に、2の一人暮らしの高齢者の福祉の充実についてということで、これは5年前の平成30年6月の第2回定例会で、私も一般質問させていただきました。ちょっと細かい数字で、前回質問した内容とは少しずれているところもあるんですけども、今回、昨日の大山議員のときの御答弁で、令和5年1月末の高齢者の人数が5,594人というふうに伺ったんですけども、それは正しいでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

昨日、河野議員のときにお伝えさせていただいた分かと思いますが、その分は行政区別の高齢者世帯数を把握するために、資料が令和4年3月31日時点での高齢者世帯数でお答えさせていただいております。今回につきましては直近ということでしたので、ちょっと時間軸のずれがございます。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

じゃ、今の人数というのは分かるんですか。——分からないなら、いいです。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

すみません、ちょっと持ち合わせておりません。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

そうすると、令和4年3月31日ですから約1年前になりますけど、今回、私が平成30年4月末に回答書で頂いたのが4,934人だったんですよね。これが今年じゃなくて去年ということであれば4年後になりますけれども、5,594人ということで、この4年間で660人増えてきているということで、もう一つ、これも平成30年4月末で、一人暮らしの高齢者世帯数を伺ったときには475世帯と伺って、475人ということですよ。今回、上の回答書の答弁をいただいた中では961世帯、そのうち施設入所者世帯数は177世帯ですから、961引く177で、前回は施設入所者世帯を除いてということでしたので、今回は784人ということで、784から475を引くと309人ということで、これは増えた半分が一人暮らしになっているというふうなことになります。大体的見通しとしてもそういう感じになっているというふうにお考えですか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

見通しというのは難しいんですけども、現状としては一人暮らしの方がかなり増えていらっしゃるという印象であります。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

それを踏まえてですけど、(2)のところでも細かく答弁いただいております。これは町長が令和5年度の施政運営方針の中でも、プラチナ世帯の自発的な活動への支援や協力体制の構築ということで、多分この中に入っていることはほとんど来年の方針等に含まれていると思いますので、あまり細かい質問は省きますが、2点目のオレンジクラブ基山等の地域で活躍している団体と連携し、安心して地域で暮らすネットワークを構築する必要があると考え

ているということですが、認知症対策ということですが、具体的にどういったことをやろうというふうにお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

現時点で認知症の疑いであったりとか、御家族であったりという御相談を受けることが本当に多くなってきているんですが、正直なところ、その方が安心できるようなサポート体制というのがまだまだ十分ではないと考えております。まずはサービスの御紹介であったりとか、あとは同じ気持ちができる方との家族会であったりとか、そういったところを考えるのが1つですね。それに関して、オレンジクラブ基山との協働的な形で、そういうサポート体制の強化には今後力を入れていきたいというのが1点です。

もう一点は、認知症というのが誰にでもかかり得る病気だということを私たち一人一人が理解して、かつサポートできる、何か人ごととか、ちょっと偏見で見られたりとか、そういう部分の気持ちに対する住民全体へのアプローチという、両面にわたって力を入れていくところを、一足飛びにはできないと思うんですけれども、準備をしつつ行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

新たな取組で松田福祉課参事もこれから取り組まれていくということで、いろいろ大変だと思いますけど、ちなみに昨年伺ったとき、今、大体5人体制でプラチナ社会政策室はやっていくということで伺いまして、生活支援コーディネーターが1名欠員しているというふうに伺ったんですが、その状況は変わりないですか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

現時点で人数でいきますと、1名欠員というのは変わっていないんですが、12月に来ていただいている方が今後生活支援コーディネーターとして動いていただけるという方向性で

思っておりますので、実質的な欠員は解消しているのではないかというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

それは一般職と兼務でということですか。会計年度任用職員かどうか分かりませんが、

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

12月の時点では一般職、会計年度任用職員であることは生活支援コーディネーターであっても変わらないんですけども、12月から3月までについては、そこを見据えたところで動いていただいておりますので、来年度については補充ができるのではないかというふうに考えております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

あと、いろいろ盛りだくさんなんですけれども、この来年度予算、当初予算にも盛り込まれていますが、新型コロナのワクチン接種、集団接種ですね。この前、2月12日で終了したと思いますが、来年度予算で、まだ具体的な日程は確定していないんでしょうけれども、多分5月から8月ぐらいに高齢者、あるいは疾患を持たれているような方が6回目の接種で、9月から12月に7回目の接種と一般の方、65歳未満の方の5回目の接種が来て、またこのプラチナ社会政策室、かなり忙しくなってくるんじゃないかなと思っておりますけれども、これだけの非常に大変な事業をまたやれるのかどうかというのも非常に気になるんですが、いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

議員おっしゃるとおり、来年度、今度の3月で終了すると思われていた新型コロナワクチ

ンが正式に実施するという方向性で国は動いております。来年度につきましても、ただこちらでも2年間経験を積んできておりますので、新型コロナワクチンに関しての体制につきましては、かなり効率的にやっていける方向性を持って、せっかく今、特に令和3年、令和4年度の後半にかけて、生活支援コーディネーターの訪問数が飛躍的に伸びてきております。現時点でも日々訪問に勤しんでいるような状況ですので、その動きについては加速を止めることなく動けるようにというところと、やはり集団接種などに関しては、庁舎の職員の協力もないと動いてはいけませんので、そういったところも、これまでの2年間で構築した分のノウハウについては、一から立ち上げた初年度に比べると動きは見えてきているのではないかなというふうに考えておりますので、大変ではありますけど、両輪を担っていけるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ぜひ頑張ってもらいたいと思えますけど、町長、ここは人員の加配とかは特に来年度はお考えになられていないんでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

現段階ではかなり、先ほども1人増やしたときの話も含めて、いろいろ考えてやっているとつもりなので、現段階では加配は考えておりません。ただ、あとはワクチン接種のときに、少しでもプラチナ社会政策室の仕事の分量が減るようにできたらいいなと思っているんですけど、ノウハウを持っているのがプラチナ社会政策室だけなので、なかなか思ったようにはならないんですけど、そういうのを少しでもサポートできたらいいなと思っております。

加配したいところですけども、ほかのところもかなりばんばんになっているので、そういう意味でいうと、あとは会計年度職員を雇うみたいな話しか選択肢がないので、あとはいい人材がいるとか、そっちの話になってくる、そういう話かなというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

スムーズな事業ができるように期待しております。

答弁の中の、個別訪問で相談として多かった将来的な移動手段や買物課題等について、コミュニティバスが移動手段の選択肢になるように、例えば、各区の高齢者等を対象にコミュニティバス乗車体験ツアーを実施し、利用の促進及び利用方法の周知に努めますといいますけれども、これは具体的には、簡単で結構ですので、お願いします。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

移動手段につきまして、訪問した際に、今すぐ困っているというよりは将来的なということでした。もう一つは、コミュニティバスに乗ったことがないという方が多かったので、まずはそこに触れていただけるということで、サロンや地区の方の通いの場の方の御要望などにより、これまでに今年度3回モデル事業的な体験ツアーを行っております。今後もそういった形で、なかなか便が難しいと思われる地区の方とかと一緒に乗っていただいたり、定住促進課と協力してマイプランを取って、まず身近なものの体験というところから将来に備えた準備をするような御案内ができたらなというふうに思っております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

直近で取り組む具体的な対象地域はあるんですか。

○議長（重松一徳君）

松田福祉課参事。

○福祉課参事（松田美紀君）

まだ対象地区の方に御相談をしているわけではないんですけれども、やはり高齢化率が高かったり、あと山間部とかいうところではいきますと、10区とか13区とか、そういったところの御相談をしていけたらいいかなというふうには思っております。

ちなみに、これまでが15区と7区のモデル事業を行っております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

これも来年度取り組まれると思いますけれども、定住促進課のほうになろうかと思いますが、スマートモビリティ等の導入検討ということで、私はコミュニティバスの体験というのも一つの策だとは思いますが、やはり高齢者というのはバス停に行くまでの距離というのが問題になりますし、タクシー的な使い方ができるデマンドタクシー、最近はもうAI等の構築も出来上がって、かなりスムーズなデマンドタクシーの活用がいろんな自治体で活用されているという話も聞きます。そういったところで、こちらのほうを早急に推進していくような検討も必要かと思いますが、山田定住促進課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（重松一徳君）

山田定住促進課長。

○定住促進課長（山田 恵君）

デマンド交通の実証実験につきましては、令和3年度に国の補助事業を使いまして、けやき台のほうで実施しております。令和5年度につきましては、ぜひ町内全域でデマンド交通の実証実験を行いたいと思い、今、活用できる補助金をずっと探しております。こちらの補助金の採択が決まりましたら、また町内に向けて御案内したいと考えております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

なるべく早くその取組は進めていっていただきたいと私は思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、こういったいろいろ一人暮らしの高齢者の方の問題等々挙げられております。現在やっているのが、いろいろ聞き取り調査等もありますし、データベースとしてそういう活動をやっていくことは大事だと思うんですけども、今後、そういった方の活動に対しての参加の促進とかという部分で、運動とか、検査とか、健康診断とか、そういうところばかりやってもなかなか楽しみがないというところもありますし、一人暮らしの方というのは配偶者を亡くされて、非常に寂しい思いをされているような方とかもいらっしゃいます。

私はこういったところを、やっぱりそういった方が御高齢になられて、ふるさと納税を送られている年代の方というのは、そういった方の親等に近い方が多いんじゃないかなと思っております。全てのふるさと納税者が基山から巣立った方ばかりとは限りませんが、

そういった方に対して、ぜひふるさと納税のふるさと応援寄附基金を活用した事業を、例えば、JAとか、商工会とか、あじさいクラブ、先ほど言われたプラチナ協議会に加入される高齢の方とかというのは、団体行動等に特に問題ない方はそういったところでの旅行等もされていると思いますけれども、やはりそういった団体、集団行動になじめないような方もいらっしゃると思いますので、個別、団体というわけじゃないですけど、旅行ですよ、日帰り旅行。500円ぐらいの個人負担をして、半日か、あるいは朝の9時ぐらいに出て3時、4時ぐらいには帰ってこられるような、そういったところで気晴らしをしてもらえるような、そういったものもやって、事業者に委託しても結構ですので、そういったこともふるさと納税で活用することも、寄附基金を活用することも、町単費でやることもいいと思うんですけども、町長いかがでしょうか。

○議長（重松一徳君）

松田町長。

○町長（松田一也君）

今言われたものの類似事業は社協で年に2回ぐらいかな、やっていますし、あと、各区のほうでまた社協のバスを借りて、そういう活動をやっている例も入れれば、年に2桁以上の回数は今こなしているというふうに思います。その辺が必要だということになると、やっぱり足の問題が出てくるので、社協の会長もしておりますので、社協のほうの事業を少し強化するようなことも大事かなというふうに思いますので、そこら辺りはまた社協とプラチナ関係課と協議したいというふうに思います。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

事業をやられていることは存じ上げておりますけれども、特に一人暮らしの方を対象として……（発言する者あり）そうですか。バスを降りずに景色を眺めて、昼食のときぐらい降りられてというのもいいでしょうけど、そういった事業も少し、内容を少しアレンジしてやっていただければと思います。

2つ目の質問を終わります。

最後の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の状況についてですけども、これは(1)の現状の課題と今後の対応策については御答弁いただいたんですけど

ども、課題、できていないというふうなところについては何にも触れていないんですが、この推進法の基本理念というところでは、もう時間がないので省略しますが、4つぐらいの基本理念があるんですね。その中で、情報取得に関して地域間格差がないこととか、障がい者とそうでない者間で情報の格差がないこととかということに対しての対策を取ってくださいとか、そういう部分があるんですが、そういった課題に対して今後取り組まなくちゃいけないようなものというのはないのでしょうか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

今回新しくできた障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法ですね、こちらのほうで一応そういった基本理念はできておりますけれども、実際、今そういった、町長の1答目の答弁でもありましたけれども、重度障がい者等の日常生活用具給付事業というのが今、以前からですけれども、あっております、その中で視覚障がい者の方に対しては拡大読書器とか読み上げ装置、また、聴覚の障がいのある方は補聴器等の日常生活で使う情報の取得やコミュニケーションを行うためのツールについて給付を行っているところでございます。

現在、情報が得られなくてというような御意見、特には上がってきてはいないんですけれども、やはり障がいのある方ですね、手帳の新規取得とか更新の際にはそういった支援機器の案内とか、その他の福祉サービスというのは福祉課のほうから御提供いたしまして、その支援の漏れがないような状況にしていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ぜひお願いします。

(2)の部分で、防災・防犯及び緊急の通報についての対処ということで、これは緊急通報システム機器の設置を行っていますというのは、これは御本人ですよね。行動することが困難な方から、何かあったときに役場に、あるいは、どこかに対して通報して助けてくださいというような内容だと思うんですけど、私が申し上げているのは、何かそういった災害等が起きたときに、こちらからそういった発信をするべきじゃないかなと思っております。

以前、高齢者に対して、大久保議員が一般質問でそういった防犯ラジオの設置等を言われたことであろうかと思えますし、この答弁書の中ではいろいろやられて、直接電話をするということもありますけど、先ほど申し上げたように、情報取得に関して格差がないことということですから、やはりスピーディーに、特に災害等が起きたときには、高齢者、子ども、あるいは病気の方を優先するというのは同じような形で、なるべく早くそういう方に連絡をしなくちゃいけないということだと思っておりますので、その辺の対策を取組をすることというのはできないでしょうか。

○議長（重松一徳君）

吉田福祉課長。

○福祉課長（吉田茂喜君）

現状の伝達手段といたしましては、やはり防災行政無線、また、防災行政無線につきましては、聞こえなかったことについては電話等でも再度聞くこともできますし、エリアメール、電話連絡システム等、一応健全者だけの手段ではございませんので、こういったことにつきましては、視覚障がい、聴覚障がいをお持ちの方につきましても、こういった発信をしていますということをお知らせしていきたいと考えております。

○議長（重松一徳君）

松石健児議員。

○3番（松石健児君）

ありがとうございました。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で松石健児議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもって散会いたします。

～午後3時30分 散会～